

議第67号

消費税等の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について

消費税等の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

消費税法及び地方税法の改正に伴い関係条例の整理を行うため制定しようとする。

消費税等の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例

(高山市役所庁舎駐車場目的外使用に関する条例の一部改正)

第1条 高山市役所庁舎駐車場目的外使用に関する条例(平成7年高山市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
使用料			使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
普通駐車券の部(略)			普通駐車券の部(略)		
定期駐車券	1月につき	6,680円	定期駐車券	1月につき	6,810円
備考(略)			備考(略)		

(高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正)

第2条 高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例(平成7年高山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(使用料の額等)				(使用料の額等)			
第2条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の表に定める区分に応じ、当該区分に掲げる額の使用料を納入しなければならない。				第2条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の表に定める区分に応じ、当該区分に掲げる額の使用料を納入しなければならない。			
区分	使用の目的	使用料(年額)	備考	区分	使用の目的	使用料(年額)	備考
土地	(1)の項・(2)の項(略)			土地	(1)の項・(2)の項(略)		
	(3)(1)及び(2)以外のもの	使用する土地の前年分の相続税課税標準額の1平方メートル当たりの価格に、その使用に係る部分の面積を乗じて得た額に100分の3.05を乗じて得た額(以下「算定額」という。)ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第4条の規定により課税の対象となる場合(消費税法第6条の規定により非課税となる場合を除く。)の使用料の額は、算定額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額	円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。㎡未満の端数が生じた場合は、小数点第3位を切り捨てる。		建物	(3)(1)及び(2)以外のもの	使用する土地の前年分の相続税課税標準額の1平方メートル当たりの価格に、その使用に係る部分の面積を乗じて得た額に100分の3.05を乗じて得た額(以下「算定額」という。)ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第4条の規定により課税の対象となる場合(消費税法第6条の規定により非課税となる場合を除く。)の使用料の額は、算定額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額
建物	事務所、食堂、売店等	使用する建物の固定資産税評価相当額の1平方メートル当たりの価格に、その使用に係る部分の面積を乗じて得た額に100分の8を乗じて得た額と、次の算式により計算して得た額とを合算した額に、 <u>100分の108</u> を当該合算した額に乘じて得た額 当該建物の建床面積に相当する土地使用料×当該		建物		事務所、食堂、売店等	使用する建物の固定資産税評価相当額の1平方メートル当たりの価格に、その使用に係る部分の面積を乗じて得た額に100分の8を乗じて得た額と、次の算式により計算して得た額とを合算した額に、 <u>100分の110</u> を当該合算した額に乘じて得た額 当該建物の建床面積に相当する土地使用料×当該

	建物のうちその使用に係る部分の面積/当該建物の延べ面積
土地、建物以外のものの部 (略)	

2・3 (略)

別表 (第2条の2、第3条関係)

(単位:円)

名称	区分	使用時間区分						延長1 時間に つき	必要経費 冷暖房料 (1時間に つき)
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:30 ~ 21:30	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:30	9:00 ~ 21:30		
丹生 川支 所	2—1 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2—2 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2—3 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2—4 会議室	1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	2—5 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	3—1 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	3—2 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	3—5 和室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	3—6 和室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	清見 支所	1—1 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200
1—2 会議室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
2—8 会議室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
大会議室		1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
上宝 支所	1—2 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2—1 会議室	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	2—2 会議室	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	和室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	調理室	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	大会議室	1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	多目的室	1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	食堂	1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610

	建物のうちその使用に係る部分の面積/当該建物の延べ面積
土地、建物以外のものの部 (略)	

2・3 (略)

別表 (第2条の2、第3条関係)

(単位:円)

名称	区分	使用時間区分						延長1 時間に つき	必要経費 冷暖房料 (1時間に つき)
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:30 ~ 21:30	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:30	9:00 ~ 21:30		
丹生 川支 所	2—1 会議室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	2—2 会議室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	2—3 会議室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	2—4 会議室	1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
	2—5 会議室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	3—1 会議室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	3—2 会議室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	3—5 和室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	3—6 和室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	清見 支所	1—1 会議室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210
1—2 会議室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
2—8 会議室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
大会議室		1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
上宝 支所	1—2 会議室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	2—1 会議室	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	2—2 会議室	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	和室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	調理室	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	大会議室	1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
	多目的室	1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
	食堂	1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620

(高山市児童センター管理条例の一部改正)

第3条 高山市児童センター管理条例(昭和57年高山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表(第5条、第6条関係)				別表(第5条、第6条関係)					
区分	使用料			冷暖房料	区分	使用料			冷暖房料
	9:00~12:00	13:00~18:00	18:30~21:30			9:00~12:00	13:00~18:00	18:30~21:30	
集会室	1,080円	1,620円	1,620円	円 430	集会室	1,100円	1,650円	1,650円	円 440
遊戯室	1,080円	1,620円	1,620円		遊戯室	1,100円	1,650円	1,650円	
図書室	540円	810円	810円		図書室	550円	820円	820円	
備考(略)				備考(略)					

(高山市福祉センター管理条例の一部改正)

第4条 高山市福祉センター管理条例(昭和59年高山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表(第8条、第13条関係)					別表(第8条、第13条関係)						
総合福祉センター					総合福祉センター						
区分	室名	使用料			冷暖房料	区分	室名	使用料			冷暖房料
		午前9:00~午前12:00	午後1:00~午後5:00	午後6:00~午後9:00				1時間につき	午前9:00~午前12:00	午後1:00~午後5:00	
2階	研修室	1,080円	1,620円	1,620円	円 430	2階	研修室	1,100円	1,650円	1,650円	円 440
	集会室	540円	810円	810円			集会室	550円	820円	820円	
3階	集会室	1,080円	1,620円	1,620円	円 430	3階	集会室	1,100円	1,650円	1,650円	円 440
	会議室	1,080円	1,620円	1,620円			会議室	1,100円	1,650円	1,650円	
	技能習得室	1,080円	1,620円	1,620円			技能習得室	1,100円	1,650円	1,650円	
	宿泊室	540円	810円	810円			宿泊室	550円	820円	820円	
	保育室	1,080円	1,620円	1,620円			保育室	1,100円	1,650円	1,650円	
4階	教養娯楽室	1,080円	1,620円	1,620円	円 430	4階	教養娯楽室	1,100円	1,650円	1,650円	円 440
	集会室	1,080円	1,620円	1,620円			集会室	1,100円	1,650円	1,650円	
	図書室	540円	810円	810円			図書室	550円	820円	820円	
山王福祉センター					山王福祉センター						
区分		使用料			冷暖房料	区分		使用料			冷暖房料
		午前9:00~午前12:00	午後1:00~午後5:00	午後6:00~午後9:00				1時間につき	午前9:00~午前12:00	午後1:00~午後5:00	
教養娯楽室		1,080円	1,620円	1,620円	円 430	教養娯楽室		1,100円	1,650円	1,650円	円 440
集会室		540円	810円	810円	円 430	集会室		550円	820円	820円	円 440
研修室		1,080円	1,620円	1,620円	円 430	研修室		1,100円	1,650円	1,650円	円 440

会議室	270 円	400 円	400 円	210 円
栄養指導室	1,080 円	1,620 円	1,620 円	430 円
ボランティア ーム	270 円	400 円	400 円	210 円

丹生川福祉センター

区分	使用料		冷暖房料
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
介護者教育室	1,080 円	1,620 円	430 円
相談室	540 円	810 円	430 円

丹生川老人いこいの家

区分	使用料			冷暖房料
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	午後6:00～午後9:30	
集会室	1,080 円	1,620 円	1,620 円	430 円
休養室	1,080 円	1,620 円	1,620 円	430 円
教養娯楽室	540 円	810 円	810 円	430 円

荘川福祉センター

区分	使用料			冷暖房料
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	午後6:00～午後9:30	
集会室	1,080 円	1,620 円	1,620 円	430 円
生活相談室	1,080 円	1,620 円	1,620 円	430 円
教養娯楽室	1,080 円	1,620 円	1,620 円	430 円
機能回復訓練室	1,080 円	1,620 円	1,620 円	430 円
栄養指導室	1,080 円	1,620 円	1,620 円	430 円

一之宮老人福祉センター

区分	使用料(単位1時間当たり)				冷暖房使用料
	午前9:00～午前 12:00	午後1:00～午後 5:00	午前9:00～午後 5:00	午後6:00～午後 9:30	
教養娯楽室	430 円	430 円	430 円	640 円	210 円
集会室	430 円	430 円	430 円	640 円	210 円
生活相談室	210 円	210 円	210 円	430 円	110 円
健康相談室	210 円	210 円	210 円	430 円	110 円

久々野福祉センター

区分	使用料	冷暖房料
----	-----	------

会議室	270 円	410 円	410 円	220 円
栄養指導室	1,100 円	1,650 円	1,650 円	440 円
ボランティア ーム	270 円	410 円	410 円	220 円

丹生川福祉センター

区分	使用料		冷暖房料
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
介護者教育室	1,100 円	1,650 円	440 円
相談室	550 円	820 円	440 円

丹生川老人いこいの家

区分	使用料			冷暖房料
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	午後6:00～午後9:30	
集会室	1,100 円	1,650 円	1,650 円	440 円
休養室	1,100 円	1,650 円	1,650 円	440 円
教養娯楽室	550 円	820 円	820 円	440 円

荘川福祉センター

区分	使用料			冷暖房料
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	午後6:00～午後9:30	
集会室	1,100 円	1,650 円	1,650 円	440 円
生活相談室	1,100 円	1,650 円	1,650 円	440 円
教養娯楽室	1,100 円	1,650 円	1,650 円	440 円
機能回復訓練室	1,100 円	1,650 円	1,650 円	440 円
栄養指導室	1,100 円	1,650 円	1,650 円	440 円

一之宮老人福祉センター

区分	使用料(単位1時間当たり)				冷暖房使用料
	午前9:00～午前 12:00	午後1:00～午後 5:00	午前9:00～午後 5:00	午後6:00～午後 9:30	
教養娯楽室	440 円	440 円	440 円	660 円	220 円
集会室	440 円	440 円	440 円	660 円	220 円
生活相談室	220 円	220 円	220 円	440 円	110 円
健康相談室	220 円	220 円	220 円	440 円	110 円

久々野福祉センター

区分	使用料	冷暖房料
----	-----	------

	午前9:00～午前 12:00	午後1:00～午後5:00	午後6:00～午後9:30	1時間につき
多目的集会室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
研修室	540円	810円	810円	430円
介護者教室	540円	810円	810円	430円
図書室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
ボランティア ーム	540円	810円	810円	430円
作業室	1,080円	1,620円	1,620円	430円

朝日福祉センター

区分	使用料			冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	午後6:00～午後9:30	
研修室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
会議室	1,080円	1,620円	1,620円	430円

高根福祉センター

区分	使用料		冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
調理実習室	540円	810円	430円
相談室	270円	400円	210円
ふれあいホール	1,080円	1,620円	430円

国府福祉センター

区分	使用料			冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～午前 12:00	午後1:00～午後5:00	午後6:00～午後9:30	
研修室1	540円	810円	810円	430円
研修室2	540円	810円	810円	430円
研修室3	540円	810円	810円	430円
会議相談室1	540円	810円	810円	430円
会議相談室2	540円	810円	810円	430円
会議相談室3	540円	810円	810円	430円
トレーニングルームの項 (略)				

国府老人いこいの家

区分	使用料	冷暖房料
----	-----	------

	午前9:00～午前 12:00	午後1:00～午後5:00	午後6:00～午後9:30	1時間につき
多目的集会室	1,100円	1,650円	1,650円	440円
研修室	550円	820円	820円	440円
介護者教室	550円	820円	820円	440円
図書室	1,100円	1,650円	1,650円	440円
ボランティア ーム	550円	820円	820円	440円
作業室	1,100円	1,650円	1,650円	440円

朝日福祉センター

区分	使用料			冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	午後6:00～午後9:30	
研修室	1,100円	1,650円	1,650円	440円
会議室	1,100円	1,650円	1,650円	440円

高根福祉センター

区分	使用料		冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
調理実習室	550円	820円	440円
相談室	270円	410円	220円
ふれあいホール	1,100円	1,650円	440円

国府福祉センター

区分	使用料			冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～午前 12:00	午後1:00～午後5:00	午後6:00～午後9:30	
研修室1	550円	820円	820円	440円
研修室2	550円	820円	820円	440円
研修室3	550円	820円	820円	440円
会議相談室1	550円	820円	820円	440円
会議相談室2	550円	820円	820円	440円
会議相談室3	550円	820円	820円	440円
トレーニングルームの項 (略)				

国府老人いこいの家

区分	使用料	冷暖房料
----	-----	------

	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	1時間につき
健康交流室	1,080 円	1,620 円	430 円
研修室1	1,080 円	1,620 円	430 円
研修室2	1,080 円	1,620 円	430 円
備考 (略)			

	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	1時間につき
健康交流室	1,100 円	1,650 円	440 円
研修室1	1,100 円	1,650 円	440 円
研修室2	1,100 円	1,650 円	440 円
備考 (略)			

(高山市ふれあい会館管理条例の一部改正)

第5条 高山市ふれあい会館管理条例(平成7年高山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表(第8条、第13条関係)					別表(第8条、第13条関係)						
区分		使用料			暖房料 1時間につき	区分		使用料			暖房料 1時間につき
		午前9:00～午前 12:00	午後1:00～午後 5:00	午後6:30～午後 9:30				午前9:00～午前 12:00	午後1:00～午後 5:00	午後6:30～午後 9:30	
児童館	遊戯室	540 円	810 円	810 円	430 円	児童館	遊戯室	550 円	820 円	820 円	440 円
	集会室	540 円	810 円	810 円	430 円		集会室	550 円	820 円	820 円	440 円
	図書室	540 円	810 円	810 円	430 円			550 円	820 円	820 円	440 円
老人いこいの家	談話室	540 円	810 円	810 円	430 円	老人いこいの家	談話室	550 円	820 円	820 円	440 円
	学習室	540 円	810 円	810 円	430 円		学習室	550 円	820 円	820 円	440 円
	レクリエーション ルーム	540 円	810 円	810 円	430 円		レクリエーション ルーム	550 円	820 円	820 円	440 円
	会議室	270 円	400 円	400 円	210 円		会議室	270 円	410 円	410 円	220 円
備考 (略)					備考 (略)						

(高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料等) 第5条 (略) 2 利用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第6号に掲げるものに係る利用料以外の利用料については、その額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額が5円以上のときは切り上げ、5円未満のときは切り捨てる。)を利用料とする。 3 手数料の額は、1件につき5、400円以内において市長が定める額とする。	(利用料等) 第5条 (略) 2 利用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第6号に掲げるものに係る利用料以外の利用料については、その額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額が5円以上のときは切り上げ、5円未満のときは切り捨てる。)を利用料とする。 3 手数料の額は、1件につき5、500円以内において市長が定める額とする。

(高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第7条 高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和46年高山市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第7条 市が行う一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚いでいを除く。)の処理に関し、別表第1に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)の一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、家庭系一般廃棄物のうち資源ごみ及び市が定める分別に係る資源等の処理に関しては、一般廃棄物処理手数料を徴収しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(産業廃棄物の処分に要する費用)</p> <p>第19条 市が行う産業廃棄物の処分に關し、法第13条第2項の規定に基づき、別表第2に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)の産業廃棄物の処分に要する費用を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第7条 市が行う一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚いでいを除く。)の処理に関し、別表第1に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)の一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、家庭系一般廃棄物のうち資源ごみ及び市が定める分別に係る資源等の処理に関しては、一般廃棄物処理手数料を徴収しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(産業廃棄物の処分に要する費用)</p> <p>第19条 市が行う産業廃棄物の処分に關し、法第13条第2項の規定に基づき、別表第2に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)の産業廃棄物の処分に要する費用を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>

(高山市営火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 高山市営火葬場の設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																												
<p>(汚物焼却炉使用料)</p> <p>第6条 前条の規定により許可を受けて汚物焼却炉を使用するときは、次の使用料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">市内に住所を有する者</th> <th style="text-align: center;">市内に住所を有しない者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産汚物</td> <td>1件</td> <td style="text-align: right;">720円</td> <td style="text-align: right;">1,440円</td> </tr> <tr> <td>手術等切除による身体の一部</td> <td>1件(20kg以下)</td> <td style="text-align: right;">1,230円</td> <td style="text-align: right;">2,460円</td> </tr> <tr> <td>犬・ねこその他の動物</td> <td>1頭</td> <td style="text-align: right;">1,230円</td> <td style="text-align: right;">2,460円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(死体の保管)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定により火葬場において死体を保管したときは、死体保管料を次のとおり徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">保管料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山市営火葬場</td> <td>1夜につき 540円</td> </tr> <tr> <td>高山市営久々野火葬場</td> <td>1体1回につき 5,140円。ただし、24時間を超える場合は1時間につき 510円を追加する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者	産汚物	1件	720円	1,440円	手術等切除による身体の一部	1件(20kg以下)	1,230円	2,460円	犬・ねこその他の動物	1頭	1,230円	2,460円	名称	保管料の額	高山市営火葬場	1夜につき 540円	高山市営久々野火葬場	1体1回につき 5,140円。ただし、24時間を超える場合は1時間につき 510円を追加する。	<p>(汚物焼却炉使用料)</p> <p>第6条 前条の規定により許可を受けて汚物焼却炉を使用するときは、次の使用料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">市内に住所を有する者</th> <th style="text-align: center;">市内に住所を有しない者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産汚物</td> <td>1件</td> <td style="text-align: right;">730円</td> <td style="text-align: right;">1,460円</td> </tr> <tr> <td>手術等切除による身体の一部</td> <td>1件(20kg以下)</td> <td style="text-align: right;">1,250円</td> <td style="text-align: right;">2,510円</td> </tr> <tr> <td>犬・ねこその他の動物</td> <td>1頭</td> <td style="text-align: right;">1,250円</td> <td style="text-align: right;">2,510円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(死体の保管)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定により火葬場において死体を保管したときは、死体保管料を次のとおり徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">保管料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山市営火葬場</td> <td>1夜につき 550円</td> </tr> <tr> <td>高山市営久々野火葬場</td> <td>1体1回につき 5,230円。ただし、24時間を超える場合は1時間につき 520円を追加する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者	産汚物	1件	730円	1,460円	手術等切除による身体の一部	1件(20kg以下)	1,250円	2,510円	犬・ねこその他の動物	1頭	1,250円	2,510円	名称	保管料の額	高山市営火葬場	1夜につき 550円	高山市営久々野火葬場	1体1回につき 5,230円。ただし、24時間を超える場合は1時間につき 520円を追加する。
区分	単位	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者																																										
産汚物	1件	720円	1,440円																																										
手術等切除による身体の一部	1件(20kg以下)	1,230円	2,460円																																										
犬・ねこその他の動物	1頭	1,230円	2,460円																																										
名称	保管料の額																																												
高山市営火葬場	1夜につき 540円																																												
高山市営久々野火葬場	1体1回につき 5,140円。ただし、24時間を超える場合は1時間につき 510円を追加する。																																												
区分	単位	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者																																										
産汚物	1件	730円	1,460円																																										
手術等切除による身体の一部	1件(20kg以下)	1,250円	2,510円																																										
犬・ねこその他の動物	1頭	1,250円	2,510円																																										
名称	保管料の額																																												
高山市営火葬場	1夜につき 550円																																												
高山市営久々野火葬場	1体1回につき 5,230円。ただし、24時間を超える場合は1時間につき 520円を追加する。																																												



(高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第9条 高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例（平成16年高山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
診療料の項・居宅サービス料の項（略）				診療料の項・居宅サービス料の項（略）			
死体処置料	1体につき	4,000円に消耗品代等実費を加算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額		死体処置料	1体につき	4,000円に消耗品代等実費を加算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額	
健康診断料	1回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料に2分の1を乗じて得た額と検査料及びレントゲン診断料等を合算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額。ただし、市長が業務委託契約を締結した場合は、当該業務委託契約により算定した額		健康診断料	1回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料に2分の1を乗じて得た額と検査料及びレントゲン診断料等を合算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額。ただし、市長が業務委託契約を締結した場合は、当該業務委託契約により算定した額	
予防接種料	1回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料に、薬剤料、注射料及び検査料を合算した額（消費税法別表第1第6号及び第8号に規定する療養、医療等以外のものに係る予防接種については、その額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額）。ただし、市長が業務委託契約を締結した場合は、当該業務委託契約により算定した額		予防接種料	1回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料に、薬剤料、注射料及び検査料を合算した額（消費税法別表第1第6号及び第8号に規定する療養、医療等以外のものに係る予防接種については、その額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額）。ただし、市長が業務委託契約を締結した場合は、当該業務委託契約により算定した額	
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
健康診断書	1通につき	<u>1,620円</u>		健康診断書	1通につき	<u>1,650円</u>	
診断書（結核・皮膚疾患の有無）	1通につき	<u>1,620円</u>		診断書（結核・皮膚疾患の有無）	1通につき	<u>1,650円</u>	
診断書（アルコール・麻薬患者でない。）	1通につき	<u>1,620円</u>		診断書（アルコール・麻薬患者でない。）	1通につき	<u>1,650円</u>	
診断書（病名・向こう何日間加療が必要）	1通につき	<u>1,620円</u>		診断書（病名・向こう何日間加療が必要）	1通につき	<u>1,650円</u>	
大学受験（入学）用診断書	1通につき	<u>1,620円</u>		大学受験（入学）用診断書	1通につき	<u>1,650円</u>	
特定疾患申請用及び身体障害者福祉診断書	1通につき	<u>1,620円</u>		特定疾患申請用及び身体障害者福祉診断書	1通につき	<u>1,650円</u>	
交通事故初診時診断書	1通につき	<u>1,620円</u>		交通事故初診時診断書	1通につき	<u>1,650円</u>	
特定疾患診断書（申請・更新）	1通につき	<u>1,620円</u>		特定疾患診断書（申請・更新）	1通につき	<u>1,650円</u>	
塵肺認定診断書	1通につき	<u>1,620円</u>		塵肺認定診断書	1通につき	<u>1,650円</u>	
老人保健施設入所・通所診断書	1通につき	<u>1,620円</u>		老人保健施設入所・通所診断書	1通につき	<u>1,650円</u>	
在宅福祉サービス診断書	1通につき	<u>1,620円</u>		在宅福祉サービス診断書	1通につき	<u>1,650円</u>	
裁判用診断書	1通につき	<u>1,620円</u>		裁判用診断書	1通につき	<u>1,650円</u>	

自動車賠償任意保険診断書及び証明書	1通につき	5,400円	
国民年金・福祉年金診断書	1通につき	5,400円	
厚生年金診断書	1通につき	5,400円	
児童扶養手当障害認定診断書	1通につき	5,400円	
福祉手当認定診断書	1通につき	5,400円	
身体障害者手帳交付診断書	1通につき	5,400円	
分娩・出産・出生・死産証明書	1通につき	1,080円	
医療費助成（支給）申請書・証明書	1通につき	1,080円	
補装具装着証明書	1通につき	1,080円	
通院医療費公費負担申請書	1通につき	1,080円	
高齢者いきいき入浴サービス意見書	1通につき	1,080円	
デイサービス・通所サービスに関する意見書	1通につき	1,080円	
おむつ使用証明書	1通につき	1,080円	
その他の証明書	1通につき	1,080円	
死亡診断書（保険関係を含む）	1通につき	5,400円	
死体検案書	1通につき	10,800円	
保障関係のある情報提供料及び文書料	1通につき	5,400円	
主治医意見書	在宅	1通につき	5,400円 新規分
		1通につき	4,320円 継続分
	施設入所	1通につき	4,320円 新規分
		1通につき	3,240円 継続分

自動車賠償任意保険診断書及び証明書	1通につき	5,500円	
国民年金・福祉年金診断書	1通につき	5,500円	
厚生年金診断書	1通につき	5,500円	
児童扶養手当障害認定診断書	1通につき	5,500円	
福祉手当認定診断書	1通につき	5,500円	
身体障害者手帳交付診断書	1通につき	5,500円	
分娩・出産・出生・死産証明書	1通につき	1,100円	
医療費助成（支給）申請書・証明書	1通につき	1,100円	
補装具装着証明書	1通につき	1,100円	
通院医療費公費負担申請書	1通につき	1,100円	
おむつ使用証明書	1通につき	1,100円	
その他の証明書	1通につき	1,100円	
死亡診断書（保険関係を含む）	1通につき	5,500円	
死体検案書	1通につき	11,000円	
保障関係のある情報提供料及び文書料	1通につき	5,500円	
主治医意見書	在宅	1通につき	5,500円 新規分
		1通につき	4,400円 継続分
	施設入所	1通につき	4,400円 新規分
		1通につき	3,300円 継続分

（高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第10条 高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第3条の5、第3条の6、第7条関係） おっばら自然体験センター使用料等 使用料金は基本料金に施設別使用料金を加算して積算する。				別表（第3条の5、第3条の6、第7条関係） おっばら自然体験センター使用料等 使用料金は基本料金に施設別使用料金を加算して積算する。			
基本料金				基本料金			
基本料金＝（使用時間×固定料金）＋（使用人数×使用料金）＋（ゴミ処理料×ゴミ袋枚数）				基本料金＝（使用時間×固定料金）＋（使用人数×使用料金）＋（ゴミ処理料×ゴミ袋枚数）			
宿泊使用	基本使用時間の項（略）			宿泊使用	基本使用時間の項（略）		
	固定料金	1,330	円／時間		固定料金	1,360	円／時間
	使用料金	200	円／人・泊		使用料金	210	円／人・泊

日帰り使用	基本使用時間の項 (略)		
	固定料金	1,540	円/時間
	使用料金の項 (略)		
ゴミ処理料		510	円/袋
休館日の部 (略)			
備考 (略)			

施設別使用料				
本館施設	研修施設・和室の款 (略)			
	厨房・配膳室	使用時間の項～使用料金(昼食)の項 (略)		
		使用料金(夕食)	200	円/回・人×施設使用人数
		冷蔵庫(業務用)	200	円/時間
		冷蔵庫(家庭用)の項 (略)		
	浴室	使用時間の項・浴室使用料の項 (略)		
		浴槽使用料	6,170	円/槽
		シャワーのみ使用料の項 (略)		
	附属設備	冷暖房設備	320	円/時間
		寝具貸出	1,020	円/泊・人(10人以上の場合のみ貸し出す。)
附属施設	体育館	使用時間の項 (略)		
		使用料	300	円/時間・団体
		体育館照明料	540	円/時間
		ステージ使用料の項 (略)		
		暖房器具(燃料含む。)	320	円/台・時間
	グラウンド	使用時間の項 (略)		
		グラウンド使用料	300	円/時間・団体
		グラウンド照明料	1,080	円/時間
備考 (略)				

体育器具貸出料金表

卓球貸出(1セット:台、ラケット2本、ピンポン球1個)	300	円/日
ラケット追加の項 (略)		
バドミントン貸出(1セット:ネット、ラケット2)	300	円/日

日帰り使用	基本使用時間の項 (略)		
	固定料金	1,570	円/時間
	使用料金の項 (略)		
ゴミ処理料		520	円/袋
休館日の部 (略)			
備考 (略)			

施設別使用料				
本館施設	研修施設・和室の款 (略)			
	厨房・配膳室	使用時間の項～使用料金(昼食)の項 (略)		
		使用料金(夕食)	210	円/回・人×施設使用人数
		冷蔵庫(業務用)	210	円/時間
		冷蔵庫(家庭用)の項 (略)		
	浴室	使用時間の項・浴室使用料の項 (略)		
		浴槽使用料	6,280	円/槽
		シャワーのみ使用料の項 (略)		
	附属設備	冷暖房設備	330	円/時間
		寝具貸出	1,040	円/泊・人(10人以上の場合のみ貸し出す。)
附属施設	体育館	使用時間の項 (略)		
		使用料	310	円/時間・団体
		体育館照明料	550	円/時間
		ステージ使用料の項 (略)		
		暖房器具(燃料含む。)	330	円/台・時間
	グラウンド	使用時間の項 (略)		
		グラウンド使用料	310	円/時間・団体
		グラウンド照明料	1,100	円/時間
備考 (略)				

体育器具貸出料金表

卓球貸出(1セット:台、ラケット2本、ピンポン球1個)	310	円/日
ラケット追加の項 (略)		
バドミントン貸出(1セット:ネット、ラケット2)	310	円/日

本、シャトル1個)		
ラケット追加の項 (略)		
バレー貸出 (1セット: ネット、ボール1個)	300	円/日
一輪車の項~マットの項 (略)		

すのまたふるさと学校体験学習施設使用料等

基本料金	宿泊使用	使用時間の項 (略)	
		大人 (高校生以上)	2,050 円/人
		子供 (中学生以下)	1,850 円/人
	日帰り使用	使用時間の項 (略)	
		1人当たり	510 円/人
設備使用	附属設備	浴室	5,140 円/槽・日
		厨房・食堂の項 (略)	
追加料金	寝具貸出	1名当たりの項 (略)	
	冬季暖房費用	1室当たり	1,020 円/室
休館日の部 (略)			
備考 (略)			

巢野俣野外研修施設使用料等

オートキャンプ場	使用期間の項・使用時間の項 (略)		
	オートサイト	4,830	円/区画 (5名まで)
	フリーサイト	3,800	円/区画 (5名まで)
	6名以上の場合	510	円/人 (5名を超える場合は、 超える人数1名につき 510円追加)
備考 (略)			

清見里人学校使用料等

基本料金	宿泊使用	使用時間の項 (略)	
		大人 (高校生以上)	2,570 円/人
		小人 (中学生以下)	2,260 円/人
		幼児 (4~6才)	1,850 円/人
	日帰り使用	使用時間の項 (略)	
1人当たり		510 円/人	
設備使用料金	食体験館	使用時間の項 (略)	
		1団体	510 円/4時間

本、シャトル1個)		
ラケット追加の項 (略)		
バレー貸出 (1セット: ネット、ボール1個)	310	円/日
一輪車の項~マットの項 (略)		

すのまたふるさと学校体験学習施設使用料等

基本料金	宿泊使用	使用時間の項 (略)	
		大人 (高校生以上)	2,090 円/人
		子供 (中学生以下)	1,880 円/人
	日帰り使用	使用時間の項 (略)	
		1人当たり	520 円/人
設備使用	附属設備	浴室	5,230 円/槽・日
		厨房・食堂の項 (略)	
追加料金	寝具貸出	1名当たりの項 (略)	
	冬季暖房費用	1室当たり	1,040 円/室
休館日の部 (略)			
備考 (略)			

巢野俣野外研修施設使用料等

オートキャンプ場	使用期間の項・使用時間の項 (略)		
	オートサイト	4,920	円/区画 (5名まで)
	フリーサイト	3,870	円/区画 (5名まで)
	6名以上の場合	520	円/人 (5名を超える場合は、 超える人数1名につき 520円追加)
備考 (略)			

清見里人学校使用料等

基本料金	宿泊使用	使用時間の項 (略)	
		大人 (高校生以上)	2,610 円/人
		小人 (中学生以下)	2,300 円/人
		幼児 (4~6才)	1,880 円/人
	日帰り使用	使用時間の項 (略)	
1人当たり		520 円/人	
設備使用料金	食体験館	使用時間の項 (略)	
		1団体	520 円/4時間

	附属設備	浴室	1,020	円/槽・日
		厨房・食堂の項 (略)		
追加料金	冬季暖房費	1室あたり	1,020	円/室
	冬季宿泊経費	1名あたり	200	円/人
	寝具貸出	1名あたり	720	円/人
休館日の部 (略)				
備考 (略)				

	附属設備	浴室	1,040	円/槽・日
		厨房・食堂の項 (略)		
追加料金	冬季暖房費	1室あたり	1,040	円/室
	冬季宿泊経費	1名あたり	210	円/人
	寝具貸出	1名あたり	730	円/人
休館日の部 (略)				
備考 (略)				

(高山市彦谷の里滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 高山市彦谷の里滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)		
地区名	棟数	使用料(年額)	地区名	棟数	使用料(年額)
ブナ地区及びクリ地区	9棟	1棟あたり <u>432,000円</u>	ブナ地区及びクリ地区	9棟	1棟あたり <u>440,000円</u>
ナラ地区	11棟	1棟あたり <u>468,000円</u>	ナラ地区	11棟	1棟あたり <u>476,660円</u>

(高山市荒城農業体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 高山市荒城農業体験交流館の設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表(第8条関係)						別表(第8条関係)					
種別	1時間当たりの使用料					種別	1時間当たりの使用料				
	午前	午後	夜間	冷房	暖房		午前	午後	夜間	冷房	暖房
体験学習室	円 <u>320</u>	円 <u>430</u>	円 <u>540</u>	円 —	円 <u>320</u>	体験学習室	円 <u>330</u>	円 <u>440</u>	円 <u>550</u>	円 —	円 <u>330</u>
調理実習室	<u>210</u>	<u>320</u>	<u>430</u>	—	<u>210</u>	調理実習室	<u>220</u>	<u>330</u>	<u>440</u>	—	<u>220</u>
大会議室	<u>210</u>	<u>210</u>	<u>320</u>	<u>210</u>	<u>210</u>	大会議室	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>330</u>	<u>220</u>	<u>220</u>
小会議室	110	110	<u>210</u>	110	110	小会議室	110	110	<u>220</u>	110	110
屋外広場	<u>540</u>	<u>540</u>	<u>860</u>	—	—	屋外広場	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>880</u>	—	—
附属施設	炭窯 1回 <u>10,280円</u> (指導料及び材料費は別途実費) 石窯 1回 <u>3,080円</u> (指導料及び材料費は別途実費)					附属施設	炭窯 1回 <u>10,470円</u> (指導料及び材料費は別途実費) 石窯 1回 <u>3,140円</u> (指導料及び材料費は別途実費)				
備考 (略)						備考 (略)					

(高山市市民ふれあいファミリー農園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 高山市市民ふれあいファミリー農園の設置及び管理に関する条例(平成7年高山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料)</p> <p>第7条 第4条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、1区画につき年額<u>6,290円</u>の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 第4条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、1区画につき年額<u>6,400円</u>の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(高山市家畜人工授精条例の一部改正)

第14条 高山市家畜人工授精条例（昭和36年高山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(手数料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の手数料の額は、家畜1頭につき次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 乳用牛 1回につき<u>1,620円</u></p> <p>(2) 肉用牛 1回につき<u>1,620円</u></p> <p>(3) 豚 1回につき<u>1,620円</u></p> <p>(4) 受精卵移植 1回につき<u>5,140円</u></p> <p>(5) 採卵 1回につき<u>20,570円</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の手数料の額は、家畜1頭につき次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 乳用牛 1回につき<u>1,650円</u></p> <p>(2) 肉用牛 1回につき<u>1,650円</u></p> <p>(3) 豚 1回につき<u>1,650円</u></p> <p>(4) 受精卵移植 1回につき<u>5,230円</u></p> <p>(5) 採卵 1回につき<u>20,950円</u></p> <p>3～5 (略)</p>

(高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 使用料等は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の範囲内において、それぞれ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(1) 使用料 1人1回につき<u>1,540円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 使用料等は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の範囲内において、それぞれ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(1) 使用料 1人1回につき<u>1,570円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

(高山市公設地方卸売市場業務条例の一部改正)

第16条 高山市公設地方卸売市場業務条例（昭和49年高山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(卸売物品の買受人の明示及び引取)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(卸売物品の買受人の明示及び引取)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

4 卸売業者は、前項後段の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対取引に係る価格にその8%に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。）が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

（卸売予定数量等の報告）

第36条 （略）

2 （略）

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売、入札又は相対取引に係る価格にその8%に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。）を市長及び指定管理者に報告しなければならない。

（仕切り及び送金）

第39条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の8%に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第44条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の8%に相当する金額）、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

（買受代金の即時支払義務）

第43条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金（買い受けた額にその8%に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2・3 （略）

（使用料等）

4 卸売業者は、前項後段の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対取引に係る価格にその10%（軽減税率（消費税法（昭和63年法律第108号）第29条第2号に規定する税率をいう。以下同じ。）の適用がある場合は8%）に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。）が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

（卸売予定数量等の報告）

第36条 （略）

2 （略）

3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売、入札又は相対取引に係る価格にその10%（軽減税率の適用がある場合は8%）に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。）を市長及び指定管理者に報告しなければならない。

（仕切り及び送金）

第39条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の10%（軽減税率の適用がある場合は8%）に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第44条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の10%（軽減税率の適用がある場合は8%）に相当する金額）、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

（買受代金の即時支払義務）

第43条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金（買い受けた額にその10%（軽減税率の適用がある場合は8%）に相当する額を加えた額とする。）を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2・3 （略）

（使用料等）

第52条 市場使用料及び附帯施設使用料は、別表第3及び別表第4に定める金額の範囲内で規則で定める額により算定した額に100分の108を乗じて得た額（土地（空地）使用料（使用許可期間が1月未満のものを除く。）については、100分の108を乗じる前の額）とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

2～5 （略）

（高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第17条 高山市観光施設の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前			
別表（第7条関係）			
施設	区分	料金	
飛驒 民俗 村	飛驒の里入館料	小人（小学生及び中学生）	大人
	一般	1人1回当たり 200円	1人1回当たり <u>720円</u>
	20人以上の団体	1人1回当たり 150円	1人1回当たり <u>610円</u>
	200人以上の団体又は一企画	1人1回当たり 100円	1人1回当たり <u>510円</u>
	200人以上の団体		
	2,000人以上の団体又は一企画 2,000人以上の団体の款 （略）		
	ライトアップ等市長が必要と認めるイベント	1人1回当たり 100円	1人1回当たり <u>300円</u>
	備考 （略）		
	大型自動車	1回当たり	<u>1,000円</u>
	マイクロバス、普通自動車及び軽自動車	1回当たり	<u>300円</u>
月ぎめの駐車場	1月当たり	<u>5,290円</u>	
乗鞍	テント（敷板付）	1回当たり <u>2,460円</u> 以内で規則で定める額	
高原	バンガロー	1回当たり <u>3,080円</u> 以内で規則で定める額	
飛驒	毛布、敷板、飯ごう、ランタン（ローソク付）等の款 （略）		
高山	持込料	テント1張り1日当たり <u>1,230円</u> 以内で規則で定める額	
キャンプ場	オートキャンプのための車両	1台1日当たり <u>510円</u>	
岩舟	持込料	1回当たり <u>2,050円</u>	
河川	入場料	1人当たり <u>300円</u>	
公園	コテージ	1棟1回当たり <u>2,570円</u>	

第52条 市場使用料及び附帯施設使用料は、別表第3及び別表第4に定める金額の範囲内で規則で定める額により算定した額に100分の110を乗じて得た額（土地（空地）使用料（使用許可期間が1月未満のものを除く。）については、100分の110を乗じる前の額）とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

2～5 （略）

改正後

改正後			
別表（第7条関係）			
施設	区分	料金	
飛驒 民俗 村	飛驒の里入館料	小人（小学生及び中学生）	大人
	一般	1人1回当たり 200円	1人1回当たり <u>730円</u>
	20人以上の団体	1人1回当たり 150円	1人1回当たり <u>620円</u>
	200人以上の団体又は一企画	1人1回当たり 100円	1人1回当たり <u>520円</u>
	200人以上の団体		
	2,000人以上の団体又は一企画 2,000人以上の団体の款 （略）		
	ライトアップ等市長が必要と認めるイベント	1人1回当たり 100円	1人1回当たり <u>310円</u>
	備考 （略）		
	大型自動車	1回当たり	<u>1,040円</u>
	マイクロバス、普通自動車及び軽自動車	1回当たり	<u>310円</u>
月ぎめの駐車場	1月当たり	<u>5,390円</u>	
乗鞍	テント（敷板付）	1回当たり <u>2,510円</u> 以内で規則で定める額	
高原	バンガロー	1回当たり <u>3,140円</u> 以内で規則で定める額	
飛驒	毛布、敷板、飯ごう、ランタン（ローソク付）等の款 （略）		
高山	持込料	テント1張り1日当たり <u>1,250円</u> 以内で規則で定める額	
キャンプ場	オートキャンプのための車両	1台1日当たり <u>520円</u>	
岩舟	持込料	1回当たり <u>2,090円</u>	
河川	入場料	1人当たり <u>310円</u>	
公園	コテージ	1棟1回当たり <u>2,610円</u>	



朴の木 駐車場	普通車（全長 5m未満）		1 回当たり	510 円		
	普通車（全長 5m以上 9m未満） 及びマイクロバス		1 回当たり	1,020 円		
	大型車（全長 9m以上）		1 回当たり	2,050 円		
	原動機付自転車及び自動二輪車の款（略）					
ジョイフル の木の	宿泊料	大人	1 人 1 泊 2 食当たり	16,450 円	入湯税 150 円を含む。	
		小人（小学生以下）	1 人 1 泊 2 食当たり	13,160 円		
	入浴料		1 人当たり	610 円		
	休憩料		1 室 1 時間当たり	1,020 円		
	会議室	銚子の滝の間		1 時間当たり		3,080 円
		百間の滝の間		1 時間当たり		3,080 円
御輿の滝の間		1 時間当たり	10,280 円			
殿下 平総 合交 流タ ーミ ナル	宿泊室		1 室 1 日当たり	4,320 円		
	農村等体験実習室		1 室 1 日当たり	8,640 円		
	相談室		1 室 1 日当たり	2,160 円		
	談話室		1 室 1 日当たり	1,740 円		
	宿泊休憩		1 人 1 日当たり	3,700 円		
	ふれあい広場キャンプ		1 人 1 泊当たり	1,130 円		
パス カル 清見	オートキャンプ場		1 回当たり	16,450 円		
森林 公園 大倉 滝	コテージ		1 棟当たり年間	308,570 円		
そばの里荘川の部（略）						
荘川 の里	大人	個人の項（略）				
		団体（25 名以上）	1 人 1 回当たり	320 円		
	小人（小学生及び中学生）の款（略）					
	備考（略）					
桜香 の湯	大人		1 人 1 回当たり	710 円	入湯税 150 円を含む。	
	小人（3 歳以上 12 歳未満）		1 人 1 回当たり	300 円		

朴の木 駐車場	普通車（全長 5 m未満）		1 回当たり	520 円		
	普通車（全長 5 m以上 9 m未満） ）及びマイクロバス		1 回当たり	1,040 円		
	大型車（全長 9 m以上）		1 回当たり	2,090 円		
	原動機付自転車及び自動二輪車の款（略）					
ジョイフル の木の	宿泊料	大人	1 人 1 泊 2 食当たり	16,760 円	入湯税 150 円を含む。	
		小人（小学生以下）	1 人 1 泊 2 食当たり	13,400 円		
	入浴料		1 人当たり	620 円		
	休憩料		1 室 1 時間当たり	1,040 円		
	会議室	銚子の滝の間		1 時間当たり		3,140 円
		百間の滝の間		1 時間当たり		3,140 円
御輿の滝の間		1 時間当たり	10,470 円			
殿下 平総 合交 流タ ーミ ナル	宿泊室		1 室 1 日当たり	4,400 円		
	農村等体験実習室		1 室 1 日当たり	8,800 円		
	相談室		1 室 1 日当たり	2,200 円		
	談話室		1 室 1 日当たり	1,780 円		
	宿泊休憩		1 人 1 日当たり	3,770 円		
	ふれあい広場キャンプ		1 人 1 泊当たり	1,150 円		
パス カル 清見	オートキャンプ場		1 回当たり	16,760 円		
森林 公園 大倉 滝	コテージ		1 棟当たり年間	314,280 円		
そばの里荘川の部（略）						
荘川 の里	大人	個人の項（略）				
		団体（25 名以上）	1 人 1 回当たり	330 円		
	小人（小学生及び中学生）の款（略）					
	備考（略）					
桜香 の湯	大人		1 人 1 回当たり	730 円	入湯税 150 円を含む。	
	小人（3 歳以上 12 歳未満）		1 人 1 回当たり	310 円		

温泉スタンドの款 (略)			
みぼろ湖	サイトA	宿泊1回当たり <u>5,140円</u>	
		日帰り1回当たり <u>2,570円</u>	
オートキ	サイトB	宿泊1回当たり <u>4,110円</u>	
		日帰り1回当たり <u>2,050円</u>	
ヤンプサイト	大人	1人1回当たり <u>510円</u>	
	小人	1人1回当たり <u>300円</u>	
備考 (略)			
胡桃島キャンプ場	入場料 (1泊2日)	大人1人 (中学生以上)	<u>1,020円</u>
		小人1人 (3歳~小学生)	<u>1,020円</u>
	コテージ	1棟	<u>20,570円</u>
	テントサイト	1区画 (自動車用)	<u>3,080円</u>
1区画 (オートバイ)		<u>1,540円</u>	
野麦峠の館	大人	個人	1人当たり <u>510円</u>
		団体 (15名以上) の項 (略)	
	中学生		1人当たり <u>300円</u>
	小学生の款 (略)		
備考 (略)			
野麦峠お助け小屋	素泊まり	大人	1人当たり <u>4,110円</u>
		小人 (小学生)	1人当たり <u>1,020円</u>
	1泊2食	大人	1人当たり <u>7,200円</u>
		小人 (小学生)	1人当たり <u>3,600円</u>
	1泊朝食	大人	1人当たり <u>5,140円</u>
		小人 (小学生)	1人当たり <u>2,050円</u>
	1泊夕食	大人	1人当たり <u>6,170円</u>
		小人 (小学生)	1人当たり <u>3,080円</u>
野麦オートビレッジ	入場料	大人 (高校生以上)	1人1泊当たり <u>640円</u>
			1人デイキャンプ1回当たり <u>430円</u>
		小人 (小・中学生)	1人1泊当たり <u>320円</u>
			1人デイキャンプ1回当たり <u>210円</u>
テントサイト	AC電源無し	宿泊キャンプ1泊目	<u>4,320円</u>
		宿泊キャンプ2泊目から1泊当たり	<u>1,620円</u>
		デイキャンプ1日当たり	<u>1,080円</u>

温泉スタンドの款 (略)			
みぼろ湖	サイトA	宿泊1回当たり <u>5,230円</u>	
		日帰り1回当たり <u>2,610円</u>	
オートキ	サイトB	宿泊1回当たり <u>4,190円</u>	
		日帰り1回当たり <u>2,090円</u>	
ヤンプサイト	大人	1人1回当たり <u>520円</u>	
	小人	1人1回当たり <u>310円</u>	
備考 (略)			
胡桃島キャンプ場	入場料 (1泊2日)	大人1人 (中学生以上)	<u>1,040円</u>
		小人1人 (3歳~小学生)	<u>1,040円</u>
	コテージ	1棟	<u>20,950円</u>
	テントサイト	1区画 (自動車用)	<u>3,140円</u>
1区画 (オートバイ)		<u>1,570円</u>	
野麦峠の館	大人	個人	1人当たり <u>520円</u>
		団体 (15名以上) の項 (略)	
	中学生		1人当たり <u>310円</u>
	小学生の款 (略)		
備考 (略)			
野麦峠お助け小屋	素泊まり	大人	1人当たり <u>4,190円</u>
		小人 (小学生)	1人当たり <u>1,040円</u>
	1泊2食	大人	1人当たり <u>7,330円</u>
		小人 (小学生)	1人当たり <u>3,660円</u>
	1泊朝食	大人	1人当たり <u>5,230円</u>
		小人 (小学生)	1人当たり <u>2,090円</u>
	1泊夕食	大人	1人当たり <u>6,280円</u>
		小人 (小学生)	1人当たり <u>3,140円</u>
野麦オートビレッジ	入場料	大人 (高校生以上)	1人1泊当たり <u>660円</u>
			1人デイキャンプ1回当たり <u>440円</u>
		小人 (小・中学生)	1人1泊当たり <u>330円</u>
			1人デイキャンプ1回当たり <u>220円</u>
テントサイト	AC電源無し	宿泊キャンプ1泊目	<u>4,400円</u>
		宿泊キャンプ2泊目から1泊当たり	<u>1,650円</u>
		デイキャンプ1日当たり	<u>1,100円</u>

		AC電源あり	宿泊キャンプ1泊目 <u>5,400円</u>		
			宿泊キャンプ2泊目から1泊当たり <u>2,160円</u>		
			デイキャンプ1日当たり <u>2,160円</u>		
塩 沢 温 泉	研修室・会議室		1室1回当たり <u>1,540円</u>	宿泊者等が使用する 場合は無料	
	七 峰 館	入浴料	大人（中学生以上） 1人1回当たり <u>510円</u>		入湯税150円を含む。
		小人（小学生） 1人1回当たり <u>300円</u>			
	宿泊		1人1泊2食当たり <u>15,420円</u>		
	休憩	大人（中学生以上）	1人1回当たり <u>2,050円</u>		
		小人（小学生）	1人1回当たり <u>1,020円</u>		
温泉配湯の款（略）					
野 麦 の 里	野麦学舎	市民		市民以外の者	
		半日	全日	半日	全日
	20名まで	<u>3,080円</u>	<u>4,620円</u>	<u>10,280円</u>	<u>15,420円</u>
	40名まで	<u>4,110円</u>	<u>6,170円</u>	<u>15,420円</u>	<u>23,650円</u>
	41名以上	<u>5,140円</u>	<u>7,710円</u>	<u>23,650円</u>	<u>36,000円</u>
	野麦の館	素泊まり	大人（中学生以上）	1人当たり <u>4,110円</u>	
			小人（小学生）	1人当たり <u>1,020円</u>	
		1泊2食	大人（中学生以上）	1人当たり <u>8,220円</u>	
			小人（小学生）	1人当たり <u>4,110円</u>	
		1泊朝食	大人（中学生以上）	1人当たり <u>5,140円</u>	
小人（小学生）			1人当たり <u>2,050円</u>		
1泊夕食		大人（中学生以上）	1人当たり <u>7,200円</u>		
		小人（小学生）	1人当たり <u>3,600円</u>		
し ぶ き の 湯 遊 湯 館	大人（中学生以上）	1回1人当たり <u>610円</u>		入湯税150円を含む。	
	小人（小学生）の款（略）				
温泉スタンドの款（略）					
四 十	バンガロー等		1回当たり <u>26,220円</u>		
八 滝 公 園	持込料		テント1張り1日当たり <u>2,570円</u>		
	特選館あじかの部～あかんだな駐車場の部（略）				
平 湯	乗用車		駐車1日当たり <u>510円</u>		

		AC電源あり	宿泊キャンプ1泊目 <u>5,500円</u>		
			宿泊キャンプ2泊目から1泊当たり <u>2,200円</u>		
			デイキャンプ1日当たり <u>2,200円</u>		
塩 沢 温 泉	研修室・会議室		1室1回当たり <u>1,570円</u>	宿泊者等が使用する 場合は無料	
	七 峰 館	入浴料	大人（中学生以上） 1人1回当たり <u>520円</u>		入湯税150円を含む。
		小人（小学生） 1人1回当たり <u>310円</u>			
	宿泊		1人1泊2食当たり <u>15,710円</u>		
	休憩	大人（中学生以上）	1人1回当たり <u>2,090円</u>		
		小人（小学生）	1人1回当たり <u>1,040円</u>		
温泉配湯の款（略）					
野 麦 の 里	野麦学舎	市民		市民以外の者	
		半日	全日	半日	全日
	20名まで	<u>3,140円</u>	<u>4,710円</u>	<u>10,470円</u>	<u>15,710円</u>
	40名まで	<u>4,190円</u>	<u>6,280円</u>	<u>15,710円</u>	<u>24,090円</u>
	41名以上	<u>5,230円</u>	<u>7,850円</u>	<u>24,090円</u>	<u>36,660円</u>
	野麦の館	素泊まり	大人（中学生以上）	1人当たり <u>4,190円</u>	
			小人（小学生）	1人当たり <u>1,040円</u>	
		1泊2食	大人（中学生以上）	1人当たり <u>8,380円</u>	
			小人（小学生）	1人当たり <u>4,190円</u>	
		1泊朝食	大人（中学生以上）	1人当たり <u>5,230円</u>	
小人（小学生）			1人当たり <u>2,090円</u>		
1泊夕食		大人（中学生以上）	1人当たり <u>7,330円</u>		
		小人（小学生）	1人当たり <u>3,660円</u>		
し ぶ き の 湯 遊 湯 館	大人（中学生以上）	1回1人当たり <u>620円</u>		入湯税150円を含む。	
	小人（小学生）の款（略）				
温泉スタンドの款（略）					
四 十	バンガロー等		1回当たり <u>26,710円</u>		
八 滝 公 園	持込料		テント1張り1日当たり <u>2,610円</u>		
	特選館あじかの部～あかんだな駐車場の部（略）				
平 湯	乗用車		駐車1日当たり <u>520円</u>		

大滝公園	自動二輪車	駐車1日当たり <u>300円</u>
大滝公園	大型バス	駐車1日当たり <u>2,050円</u>

大滝公園	自動二輪車	駐車1日当たり <u>310円</u>
大滝公園	大型バス	駐車1日当たり <u>2,090円</u>

(高山市スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 高山市スキー場の設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
施設	区分	料金	施設	区分	料金
乗鞍高原飛騨高山スキー場	リフト	1回券 <u>250円</u>	乗鞍高原飛騨高山スキー場	リフト	1回券 <u>260円</u>
		半日券 <u>2,050円</u> 以内で規則で定める額			半日券 <u>2,090円</u> 以内で規則で定める額
		13回券 <u>2,460円</u> 以内で規則で定める額			13回券 <u>2,510円</u> 以内で規則で定める額
		1日券 <u>3,700円</u> 以内で規則で定める額			1日券 <u>3,770円</u> 以内で規則で定める額
		シーズン券 <u>25,710円</u> 以内で規則で定める額			シーズン券 <u>26,190円</u> 以内で規則で定める額
	スキー	1回当たり <u>1,540円</u> 以内で規則で定める額	スキー	1回当たり <u>1,570円</u> 以内で規則で定める額	
	ブーツ	1回当たり <u>1,330円</u> 以内で規則で定める額	ブーツ	1回当たり <u>1,360円</u> 以内で規則で定める額	
ポール	1回当たり <u>510円</u> 以内で規則で定める額	ポール	1回当たり <u>520円</u> 以内で規則で定める額		
モンデウス飛騨位山スノーパーク	リフト	1回券 <u>250円</u>	モンデウス飛騨位山スノーパーク	リフト	1回券 <u>260円</u>
		半日券 <u>2,880円</u> 以内で規則で定める額			半日券 <u>2,930円</u> 以内で規則で定める額
		11回券 <u>2,570円</u> 以内で規則で定める額			11回券 <u>2,610円</u> 以内で規則で定める額
		1日券 <u>3,600円</u> 以内で規則で定める額			1日券 <u>3,660円</u> 以内で規則で定める額
		シーズン券 <u>25,710円</u> 以内で規則で定める額			シーズン券 <u>26,190円</u> 以内で規則で定める額
		バンビーノ <u>510円</u> 以内で規則で定める額			バンビーノ <u>520円</u> 以内で規則で定める額
	スキー	1回当たり <u>2,260円</u> 以内で規則で定める額	スキー	1回当たり <u>2,300円</u> 以内で規則で定める額	
	ブーツ	1回当たり <u>1,230円</u> 以内で規則で定める額	ブーツ	1回当たり <u>1,250円</u> 以内で規則で定める額	
	ポール	1回当たり <u>510円</u> 以内で規則で定める額	ポール	1回当たり <u>520円</u> 以内で規則で定める額	
	ウェア	1回当たり <u>2,570円</u> 以内で規則で定める額	ウェア	1回当たり <u>2,610円</u> 以内で規則で定める額	
	スキーセット	1回当たり <u>3,080円</u> 以内で規則で定める額	スキーセット	1回当たり <u>3,140円</u> 以内で規則で定める額	
ボードセット	1回当たり <u>4,110円</u> 以内で規則で定める額	ボードセット	1回当たり <u>4,190円</u> 以内で規則で定める額		
飛騨舟山スノーリゾートアルコピア	リフト	1回券 <u>250円</u>	飛騨舟山スノーリゾートアルコピア	リフト	1回券 <u>260円</u>
		半日券 <u>2,880円</u> 以内で規則で定める額			半日券 <u>2,930円</u> 以内で規則で定める額
		12回券 <u>2,570円</u> 以内で規則で定める額			12回券 <u>2,610円</u> 以内で規則で定める額
		1日券 <u>3,600円</u> 以内で規則で定める額			1日券 <u>3,660円</u> 以内で規則で定める額
		シーズン券 <u>25,710円</u> 以内で規則で定める額			シーズン券 <u>26,190円</u> 以内で規則で定める額

	スノーキッズランド	1日当たり <u>510円</u> 以内で規則で定める額
共通シーズン券	乗鞍高原飛騨高山スキー場、モンデウス飛騨位山スノーパーク及び飛騨舟山スノーリゾートアルコピア共通シーズン券	<u>30,850円</u> 以内で規則で定める額

	スノーキッズランド	1日当たり <u>520円</u> 以内で規則で定める額
共通シーズン券	乗鞍高原飛騨高山スキー場、モンデウス飛騨位山スノーパーク及び飛騨舟山スノーリゾートアルコピア共通シーズン券	<u>31,420円</u> 以内で規則で定める額

(高山市道路占用料条例の一部改正)

第19条 高山市道路占用料条例(昭和42高山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.00分の1.10</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.00分の1.10</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。</p>

(高山市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第20条 高山市法定外公共物の管理に関する条例(平成16年高山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>別表(第6条関係)</p> <p>1 土地使用料の表 (略)</p> <p>2 流水使用料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発電以外の流水使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>流水使用料の額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱工業用</td> <td>毎秒1リットル</td> <td><u>3,970円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">製材業、製陶業等用の項~その他のものの項 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 河川産出物採取料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂、砂利、砂</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>210円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	流水使用料の額(年額)	鉱工業用	毎秒1リットル	<u>3,970円</u>	製材業、製陶業等用の項~その他のものの項 (略)			備考 (略)			種別	単位	金額(年額)	土砂、砂利、砂	1立方メートル	<u>210円</u>	<p>別表(第6条関係)</p> <p>1 土地使用料の表 (略)</p> <p>2 流水使用料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発電以外の流水使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>流水使用料の額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱工業用</td> <td>毎秒1リットル</td> <td><u>4,040円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">製材業、製陶業等用の項~その他のものの項 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 河川産出物採取料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂、砂利、砂</td> <td>1立方メートル</td> <td><u>220円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	流水使用料の額(年額)	鉱工業用	毎秒1リットル	<u>4,040円</u>	製材業、製陶業等用の項~その他のものの項 (略)			備考 (略)			種別	単位	金額(年額)	土砂、砂利、砂	1立方メートル	<u>220円</u>
種別	単位	流水使用料の額(年額)																																			
鉱工業用	毎秒1リットル	<u>3,970円</u>																																			
製材業、製陶業等用の項~その他のものの項 (略)																																					
備考 (略)																																					
種別	単位	金額(年額)																																			
土砂、砂利、砂	1立方メートル	<u>210円</u>																																			
種別	単位	流水使用料の額(年額)																																			
鉱工業用	毎秒1リットル	<u>4,040円</u>																																			
製材業、製陶業等用の項~その他のものの項 (略)																																					
備考 (略)																																					
種別	単位	金額(年額)																																			
土砂、砂利、砂	1立方メートル	<u>220円</u>																																			

れき（栗石）（径が5センチメートル以上15センチメートル未満のもの）	1立方メートル	210円
玉石（径が15センチメートル以上30センチメートル未満のもの）の項・転石（岩石を含む。径が30センチメートル以上のもの）の項（略）		
粘質土（堤防土及び肥料土を含む。）	1立方メートル	210円
その他のものの項（略）		
備考（略）		

れき（栗石）（径が5センチメートル以上15センチメートル未満のもの）	1立方メートル	220円
玉石（径が15センチメートル以上30センチメートル未満のもの）の項・転石（岩石を含む。径が30センチメートル以上のもの）の項（略）		
粘質土（堤防土及び肥料土を含む。）	1立方メートル	220円
その他のものの項（略）		
備考（略）		

（高山市都市公園条例の一部改正）

第21条 高山市都市公園条例（昭和41年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（使用料）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた期間が1月未満のものについての使用料は、別表に掲げる額の使用料に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（使用料）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた期間が1月未満のものについての使用料は、別表に掲げる額の使用料に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。</p> <p>3・4（略）</p>

（高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第22条 高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例（平成29年高山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山駅東口駅前広場タクシー待機場</td> <td>1区画1年につき</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>高山駅西口駅前広場タクシー待機場</td> <td>1区画1年につき</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>高山駅東口駅前広場路線バス降車場兼待機場</td> <td>1区画1年につき</td> <td>62,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">駐車場の部～工作物、物件又は施設を設けて占用する場合の部（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	種別	単位	使用料	高山駅東口駅前広場タクシー待機場	1区画1年につき	12,000円	高山駅西口駅前広場タクシー待機場	1区画1年につき	12,000円	高山駅東口駅前広場路線バス降車場兼待機場	1区画1年につき	62,000円	駐車場の部～工作物、物件又は施設を設けて占用する場合の部（略）			<p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山駅東口駅前広場タクシー待機場</td> <td>1区画1年につき</td> <td>12,220円</td> </tr> <tr> <td>高山駅西口駅前広場タクシー待機場</td> <td>1区画1年につき</td> <td>12,220円</td> </tr> <tr> <td>高山駅東口駅前広場路線バス降車場兼待機場</td> <td>1区画1年につき</td> <td>63,140円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">駐車場の部～工作物、物件又は施設を設けて占用する場合の部（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	種別	単位	使用料	高山駅東口駅前広場タクシー待機場	1区画1年につき	12,220円	高山駅西口駅前広場タクシー待機場	1区画1年につき	12,220円	高山駅東口駅前広場路線バス降車場兼待機場	1区画1年につき	63,140円	駐車場の部～工作物、物件又は施設を設けて占用する場合の部（略）		
種別	単位	使用料																													
高山駅東口駅前広場タクシー待機場	1区画1年につき	12,000円																													
高山駅西口駅前広場タクシー待機場	1区画1年につき	12,000円																													
高山駅東口駅前広場路線バス降車場兼待機場	1区画1年につき	62,000円																													
駐車場の部～工作物、物件又は施設を設けて占用する場合の部（略）																															
種別	単位	使用料																													
高山駅東口駅前広場タクシー待機場	1区画1年につき	12,220円																													
高山駅西口駅前広場タクシー待機場	1区画1年につき	12,220円																													
高山駅東口駅前広場路線バス降車場兼待機場	1区画1年につき	63,140円																													
駐車場の部～工作物、物件又は施設を設けて占用する場合の部（略）																															

（高山市地区公園条例の一部改正）

第23条 高山市地区公園条例（平成16年高山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（使用料）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による許可を受けた期間が1月未満のものについての使用料は、別表第2に掲げる額の使用料に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、そ</p>	<p>（使用料）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による許可を受けた期間が1月未満のものについての使用料は、別表第2に掲げる額の使用料に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、そ</p>

の端数は切り捨てる。)とする。

3・4 (略)

の端数は切り捨てる。)とする。

3・4 (略)

(高山市営住宅条例の一部改正)

第24条 高山市営住宅条例(平成9年高山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第59条 駐車場の使用料は、1台につき月額 <u>3,240円</u> 以内の範囲内で、規則で定める。 2 (略)	(使用料) 第59条 駐車場の使用料は、1台につき月額 <u>3,300円</u> 以内の範囲内で、規則で定める。 2 (略)

(高山市特定市営住宅管理条例の一部改正)

第25条 高山市特定市営住宅管理条例(平成7年高山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(自動車保管場所の使用料) 第15条 入居者は、自己の使用する自動車を保管するため、市長の許可を受けて特定市営住宅敷地内の自動車保管場所として指定された場所を使用するときは、1台につき月額 <u>3,240円</u> を超えない範囲内で、規則で定める額を自動車保管使用料(以下「保管使用料」という。)として納入しなければならない。 2～5 (略)	(自動車保管場所の使用料) 第15条 入居者は、自己の使用する自動車を保管するため、市長の許可を受けて特定市営住宅敷地内の自動車保管場所として指定された場所を使用するときは、1台につき月額 <u>3,300円</u> を超えない範囲内で、規則で定める額を自動車保管使用料(以下「保管使用料」という。)として納入しなければならない。 2～5 (略)

(高山市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第26条 高山市特定公共賃貸住宅管理条例(平成8年高山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(自動車保管場所の使用料) 第20条 入居者は、自己の使用する自動車を保管するため、市長の許可を受けて特定公共賃貸住宅敷地内の自動車保管場所として指定された場所を使用するときは、1台につき月額 <u>3,240円</u> を超えない範囲内で、規則で定める額を自動車保管使用料(以下「保管使用料」という。)として納入しなければならない。 2～4 (略)	(自動車保管場所の使用料) 第20条 入居者は、自己の使用する自動車を保管するため、市長の許可を受けて特定公共賃貸住宅敷地内の自動車保管場所として指定された場所を使用するときは、1台につき月額 <u>3,300円</u> を超えない範囲内で、規則で定める額を自動車保管使用料(以下「保管使用料」という。)として納入しなければならない。 2～4 (略)

(高山市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第27条 高山市駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和43年高山市条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
別表(第6条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">\</td> <td style="width: 15%;">駐車場名</td> <td style="width: 20%;">天満駐車場 不動橋駐車場 高山駅西駐車場</td> <td style="width: 15%;">神明駐車場</td> <td style="width: 10%;">広小路駐車場 弥生橋駐車場</td> <td style="width: 10%;">花岡駐車場</td> <td style="width: 10%;">かじ橋駐車場</td> </tr> </table>	\	駐車場名	天満駐車場 不動橋駐車場 高山駅西駐車場	神明駐車場	広小路駐車場 弥生橋駐車場	花岡駐車場	かじ橋駐車場	別表(第6条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">\</td> <td style="width: 15%;">駐車場名</td> <td style="width: 20%;">天満駐車場 不動橋駐車場 高山駅西駐車場</td> <td style="width: 15%;">神明駐車場</td> <td style="width: 10%;">広小路駐車場 弥生橋駐車場</td> <td style="width: 10%;">花岡駐車場</td> <td style="width: 10%;">かじ橋駐車場</td> </tr> </table>	\	駐車場名	天満駐車場 不動橋駐車場 高山駅西駐車場	神明駐車場	広小路駐車場 弥生橋駐車場	花岡駐車場	かじ橋駐車場
\	駐車場名	天満駐車場 不動橋駐車場 高山駅西駐車場	神明駐車場	広小路駐車場 弥生橋駐車場	花岡駐車場	かじ橋駐車場									
\	駐車場名	天満駐車場 不動橋駐車場 高山駅西駐車場	神明駐車場	広小路駐車場 弥生橋駐車場	花岡駐車場	かじ橋駐車場									

						えび坂駐 車場		
						空町駐 車場		
単位	車種	普通自動 車	大型自動 車	普通自動 車	大型自動 車	普通自動車 軽自動車	普通自動 車	普通自動車 軽自動車
		軽自動車		軽自動車			軽自動車	
普通駐車券の部 (略)								
回数	150円券	12枚 <u>1,540円</u>						
駐車券	300円券	12枚 <u>3,080円</u>						
定期 駐車 券	全日	<u>6,680</u>	—	<u>9,250</u>	—	<u>6,680</u>	<u>6,680</u> <u>9,250</u>	<u>9,250</u>
	1月 につ き	<u>4,110</u>	—	<u>6,680</u>	—	<u>4,110</u>	<u>4,110</u> <u>6,680</u>	<u>6,680</u>
備考 (略)								

						えび坂駐 車場		
						空町駐 車場		
単位	車種	普通自動 車	大型自動 車	普通自動 車	大型自動 車	普通自動車 軽自動車	普通自動 車	普通自動車 軽自動車
		軽自動車		軽自動車			軽自動車	
普通駐車券の部 (略)								
回数	150円券	12枚 <u>1,570円</u>						
駐車券	300円券	12枚 <u>3,140円</u>						
定期 駐車 券	全日	<u>6,810</u>	—	<u>9,420</u>	—	<u>6,810</u>	<u>6,810</u> <u>9,420</u>	<u>9,420</u>
	1月 につ き	<u>4,190</u>	—	<u>6,810</u>	—	<u>4,190</u>	<u>4,190</u> <u>6,810</u>	<u>6,810</u>
備考 (略)								

(高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28条 高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成28年高山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第5条、第8条関係）			別表（第5条、第8条関係）		
利用方法	利用単位	駐車料金	利用方法	利用単位	駐車料金
定期利用	1か月	<u>2,000円</u>	定期利用	1か月	<u>2,030円</u>
	3か月	<u>5,000円</u>		3か月	<u>5,090円</u>
	6か月	<u>10,000円</u>		6か月	<u>10,180円</u>
	12か月	<u>20,000円</u>		12か月	<u>20,370円</u>
一時利用の部 (略)			一時利用の部 (略)		
備考 (略)			備考 (略)		

(高山市下水道使用料条例の一部改正)

第29条 高山市下水道使用料条例（昭和53年高山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料)	(使用料)
第5条 使用料の額は、使用月ごとに使用者が排除した汚水の量に応じ、基本料金と従量料金の合計額（前条	第5条 使用料の額は、使用月ごとに使用者が排除した汚水の量に応じ、基本料金と従量料金の合計額（前条



第1項及び第2項の規定により取り付け計測装置があるときは、その使用料を加えた額)に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2～5 (略)

第1項及び第2項の規定により取り付け計測装置があるときは、その使用料を加えた額)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2～5 (略)

(高山市下水道センター管理条例の一部改正)

第30条 高山市下水道センター管理条例(昭和52年高山市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																									
<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定空地の使用期間が1月未満のものについての使用料は、別表に定める使用料により算出した額<u>に100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>会議室</th> <th>指定空地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前</td> <td><u>1,620円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td><u>2,160円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td><u>3,240円</u></td> <td>1平方メートルにつき1円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>		区分	会議室	指定空地	午前	<u>1,620円</u>		午後	<u>2,160円</u>		1日	<u>3,240円</u>	1平方メートルにつき1円	<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定空地の使用期間が1月未満のものについての使用料は、別表に定める使用料により算出した額<u>に100分の110</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>会議室</th> <th>指定空地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前</td> <td><u>1,650円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td><u>2,200円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td><u>3,300円</u></td> <td>1平方メートルにつき1円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>		区分	会議室	指定空地	午前	<u>1,650円</u>		午後	<u>2,200円</u>		1日	<u>3,300円</u>	1平方メートルにつき1円
区分	会議室	指定空地																									
午前	<u>1,620円</u>																										
午後	<u>2,160円</u>																										
1日	<u>3,240円</u>	1平方メートルにつき1円																									
区分	会議室	指定空地																									
午前	<u>1,650円</u>																										
午後	<u>2,200円</u>																										
1日	<u>3,300円</u>	1平方メートルにつき1円																									

(高山市立学校の設置等に関する条例の一部改正)

第31条 高山市立学校の設置等に関する条例(昭和39年高山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																			
<p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">使用料の額</th> <th colspan="3">使用料の額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">屋内 運動 場</td> <td>165平方メートル未満のもの</td> <td>円 <u>320</u></td> <td>円 <u>430</u></td> <td>円 <u>540</u></td> </tr> <tr> <td>165平方メートル以上330平方メートル未満のもの</td> <td><u>430</u></td> <td><u>640</u></td> <td><u>860</u></td> </tr> <tr> <td>330平方メートル以上500平方メートル未満のもの</td> <td><u>640</u></td> <td><u>860</u></td> <td><u>1,080</u></td> </tr> <tr> <td>500平方メートル以上のもの</td> <td><u>860</u></td> <td><u>1,080</u></td> <td><u>1,290</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料の額	使用料の額			午前	午後	夜間	屋内 運動 場	165平方メートル未満のもの	円 <u>320</u>	円 <u>430</u>	円 <u>540</u>	165平方メートル以上330平方メートル未満のもの	<u>430</u>	<u>640</u>	<u>860</u>	330平方メートル以上500平方メートル未満のもの	<u>640</u>	<u>860</u>	<u>1,080</u>	500平方メートル以上のもの	<u>860</u>	<u>1,080</u>	<u>1,290</u>	<p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">使用料の額</th> <th colspan="3">使用料の額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">屋内 運動 場</td> <td>165平方メートル未満のもの</td> <td>円 <u>330</u></td> <td>円 <u>440</u></td> <td>円 <u>550</u></td> </tr> <tr> <td>165平方メートル以上330平方メートル未満のもの</td> <td><u>440</u></td> <td><u>660</u></td> <td><u>880</u></td> </tr> <tr> <td>330平方メートル以上500平方メートル未満のもの</td> <td><u>660</u></td> <td><u>880</u></td> <td><u>1,100</u></td> </tr> <tr> <td>500平方メートル以上のもの</td> <td><u>880</u></td> <td><u>1,100</u></td> <td><u>1,320</u></td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料の額	使用料の額			午前	午後	夜間	屋内 運動 場	165平方メートル未満のもの	円 <u>330</u>	円 <u>440</u>	円 <u>550</u>	165平方メートル以上330平方メートル未満のもの	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>880</u>	330平方メートル以上500平方メートル未満のもの	<u>660</u>	<u>880</u>	<u>1,100</u>	500平方メートル以上のもの	<u>880</u>	<u>1,100</u>	<u>1,320</u>
区分	使用料の額			使用料の額																																																	
		午前	午後	夜間																																																	
屋内 運動 場	165平方メートル未満のもの	円 <u>320</u>	円 <u>430</u>	円 <u>540</u>																																																	
	165平方メートル以上330平方メートル未満のもの	<u>430</u>	<u>640</u>	<u>860</u>																																																	
	330平方メートル以上500平方メートル未満のもの	<u>640</u>	<u>860</u>	<u>1,080</u>																																																	
	500平方メートル以上のもの	<u>860</u>	<u>1,080</u>	<u>1,290</u>																																																	
区分	使用料の額	使用料の額																																																			
		午前	午後	夜間																																																	
屋内 運動 場	165平方メートル未満のもの	円 <u>330</u>	円 <u>440</u>	円 <u>550</u>																																																	
	165平方メートル以上330平方メートル未満のもの	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>880</u>																																																	
	330平方メートル以上500平方メートル未満のもの	<u>660</u>	<u>880</u>	<u>1,100</u>																																																	
	500平方メートル以上のもの	<u>880</u>	<u>1,100</u>	<u>1,320</u>																																																	

校舎	教室	320	430	540
	その他の室	210	320	540

備考 (略)

別表第2 (第5条関係)

区分		単位	使用料の額
夜間照明施設	高山市立中山中学校屋外運動場	全面	2,670円
		半面	1,330円
上記以外の施設			1,330円

備考 (略)

校舎	教室	330	440	550
	その他の室	220	330	550

備考 (略)

別表第2 (第5条関係)

区分		単位	使用料の額
夜間照明施設	高山市立中山中学校屋外運動場	全面	2,720円
		半面	1,360円
上記以外の施設			1,360円

備考 (略)

(高山市民文化会館条例の一部改正)

第32条 高山市民文化会館条例(昭和56年高山市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前										改正後													
(附属施設使用料及び保証金)										(附属施設使用料及び保証金)													
第16条 附属施設の利用者は、別表第2に定める使用料の額に <u>100分の108</u> を乗じて得た使用料(その使用料に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)及び保証金を納入しなければならない。										第16条 附属施設の利用者は、別表第2に定める使用料の額に <u>100分の110</u> を乗じて得た使用料(その使用料に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)及び保証金を納入しなければならない。													
2・3 (略)										2・3 (略)													
別表第1 (第7条関係)										別表第1 (第7条関係)													
使用区分		時間区分等		9:00~12:00	13:00~16:00	17:00~21:00	9:00~16:00	13:00~21:00	9:00~21:00	延長1時間につき	冷暖房料(1時間につき)												
		室名	大ホール	平日	円	円	円	円	円	円	円	円	大ホール	平日	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			土・日・休日	16,760	26,120	42,890	42,890	69,010	85,780	8,330	6,990				土・日・休日	17,070	26,610	43,680	43,680	70,290	87,370	8,480	7,120
		小ホール	平日	4,110	6,270	10,380	10,380	16,660	20,770	1,850	2,160			小ホール	平日	4,190	6,390	10,580	10,580	16,970	21,160	1,880	2,200
			土・日・休日	5,140	7,300	12,540	12,440	19,850	24,990	2,570	2,160				土・日・休日	5,230	7,430	12,780	12,670	20,210	25,450	2,610	2,200
		楽屋	1	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410			楽屋	1	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
			2	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410				2	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
			3	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410				3	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
			4	1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610				4	1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620

	5		<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>4,420</u>	<u>5,140</u>	<u>6,990</u>	<u>720</u>	<u>610</u>
	6		<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	410
	7		<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	410
楽屋事務室			<u>610</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,330</u>	<u>1,640</u>	<u>2,260</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
主催者事務室			<u>610</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,330</u>	<u>1,640</u>	<u>2,260</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
浴室			<u>610</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,330</u>	<u>1,640</u>	<u>2,260</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
シャワー室			<u>610</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,330</u>	<u>1,640</u>	<u>2,260</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
リハーサル室			<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>4,420</u>	<u>5,140</u>	<u>6,990</u>	<u>720</u>	<u>610</u>
会議室	1		<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>3,080</u>	<u>4,420</u>	<u>5,650</u>	<u>1,230</u>	<u>1,130</u>
	2		<u>1,330</u>	<u>2,050</u>	<u>2,670</u>	<u>3,390</u>	<u>4,730</u>	<u>6,060</u>	<u>1,230</u>	<u>1,130</u>
練習室	1		<u>720</u>	<u>1,130</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>2,980</u>	<u>3,700</u>	<u>610</u>	<u>510</u>
	2		<u>720</u>	<u>1,130</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>2,980</u>	<u>3,700</u>	<u>610</u>	<u>510</u>
	3		<u>1,330</u>	<u>2,050</u>	<u>2,670</u>	<u>3,390</u>	<u>4,730</u>	<u>6,060</u>	<u>1,230</u>	<u>1,130</u>
展示室	平日		<u>1,440</u>	<u>2,160</u>	<u>2,770</u>	<u>3,600</u>	<u>4,930</u>	<u>6,370</u>	<u>1,230</u>	<u>1,130</u>
	土・日 ・休日		<u>2,160</u>	<u>3,290</u>	<u>4,110</u>	<u>5,450</u>	<u>7,400</u>	<u>9,560</u>	<u>1,850</u>	<u>1,640</u>
ホワイエ								<u>15,630</u>	<u>2,770</u>	<u>2,160</u>
ロビー								<u>15,630</u>	<u>2,770</u>	<u>2,160</u>
附属設備の部 (略)										
備考 (略)										

	5		<u>1,880</u>	<u>2,610</u>	<u>2,610</u>	<u>4,500</u>	<u>5,230</u>	<u>7,120</u>	<u>730</u>	<u>620</u>
	6		<u>1,250</u>	<u>1,880</u>	<u>1,880</u>	<u>3,140</u>	<u>3,770</u>	<u>5,020</u>	<u>520</u>	410
	7		<u>1,250</u>	<u>1,880</u>	<u>1,880</u>	<u>3,140</u>	<u>3,770</u>	<u>5,020</u>	<u>520</u>	410
楽屋事務室			<u>620</u>	<u>730</u>	<u>940</u>	<u>1,360</u>	<u>1,670</u>	<u>2,300</u>	<u>210</u>	<u>210</u>
主催者事務室			<u>620</u>	<u>730</u>	<u>940</u>	<u>1,360</u>	<u>1,670</u>	<u>2,300</u>	<u>210</u>	<u>210</u>
浴室			<u>620</u>	<u>730</u>	<u>940</u>	<u>1,360</u>	<u>1,670</u>	<u>2,300</u>	<u>210</u>	<u>210</u>
シャワー室			<u>620</u>	<u>730</u>	<u>940</u>	<u>1,360</u>	<u>1,670</u>	<u>2,300</u>	<u>210</u>	<u>210</u>
リハーサル室			<u>1,880</u>	<u>2,610</u>	<u>2,610</u>	<u>4,500</u>	<u>5,230</u>	<u>7,120</u>	<u>730</u>	<u>620</u>
会議室	1		<u>1,250</u>	<u>1,880</u>	<u>2,610</u>	<u>3,140</u>	<u>4,500</u>	<u>5,760</u>	<u>1,250</u>	<u>1,150</u>
	2		<u>1,360</u>	<u>2,090</u>	<u>2,720</u>	<u>3,450</u>	<u>4,810</u>	<u>6,180</u>	<u>1,250</u>	<u>1,150</u>
練習室	1		<u>730</u>	<u>1,150</u>	<u>1,880</u>	<u>1,880</u>	<u>3,030</u>	<u>3,770</u>	<u>620</u>	<u>520</u>
	2		<u>730</u>	<u>1,150</u>	<u>1,880</u>	<u>1,880</u>	<u>3,030</u>	<u>3,770</u>	<u>620</u>	<u>520</u>
	3		<u>1,360</u>	<u>2,090</u>	<u>2,720</u>	<u>3,450</u>	<u>4,810</u>	<u>6,180</u>	<u>1,250</u>	<u>1,150</u>
展示室	平日		<u>1,460</u>	<u>2,200</u>	<u>2,820</u>	<u>3,660</u>	<u>5,020</u>	<u>6,490</u>	<u>1,250</u>	<u>1,150</u>
	土・日 ・休日		<u>2,200</u>	<u>3,350</u>	<u>4,190</u>	<u>5,550</u>	<u>7,540</u>	<u>9,740</u>	<u>1,880</u>	<u>1,670</u>
ホワイエ								<u>15,920</u>	<u>2,820</u>	<u>2,200</u>
ロビー								<u>15,920</u>	<u>2,820</u>	<u>2,200</u>
附属設備の部 (略)										
備考 (略)										

(高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第33条 高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前										改正後											
別表(第7条関係)										別表(第7条関係)											
区分		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 16:00	17:00 ~ 21:00	9:00 ~ 16:00	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	延長1 時間に つき	冷暖房料 (1時間 につき)												
室名	多目的ホール	平日	円 <u>5,140</u>	円 <u>7,810</u>	円 <u>12,960</u>	円 <u>12,960</u>	円 <u>20,770</u>	円 <u>25,920</u>	円 <u>2,260</u>	円 <u>2,670</u>	室名	多目的ホール	平日	円 <u>5,230</u>	円 <u>7,960</u>	円 <u>13,200</u>	円 <u>13,200</u>	円 <u>21,160</u>	円 <u>26,400</u>	円 <u>2,300</u>	円 <u>2,720</u>
		土・日 ・休日	<u>6,170</u>	<u>8,740</u>	<u>14,910</u>	<u>14,910</u>	<u>23,650</u>	<u>29,820</u>	<u>3,080</u>	<u>2,670</u>			土・日 ・休日	<u>6,280</u>	<u>8,900</u>	<u>15,190</u>	<u>15,190</u>	<u>24,090</u>	<u>30,380</u>	<u>3,140</u>	<u>2,720</u>
	楽屋	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	410	楽屋		<u>1,250</u>	<u>1,880</u>	<u>1,880</u>	<u>3,140</u>	<u>3,770</u>	<u>5,020</u>	<u>520</u>	410		
浴室	<u>610</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,330</u>	<u>1,640</u>	<u>2,260</u>	<u>200</u>	—	浴室	<u>620</u>	<u>730</u>	<u>940</u>	<u>1,360</u>	<u>1,670</u>	<u>2,300</u>	<u>210</u>	—				

区分		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:30 ～ 21:30	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:30	9:00 ～ 21:30	延長1 時間に つき	冷暖房料 (1時間 につき)
室名	1階研修室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	健康相談室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	視聴覚室	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	情報管理室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	営農実験室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2階研修室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
附属設備の部 (略)									
備考 (略)									

区分		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:30 ～ 21:30	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:30	9:00 ～ 21:30	延長1 時間に つき	冷暖房料 (1時間 につき)
室名	1階研修室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	健康相談室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	視聴覚室	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	情報管理室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	営農実験室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	2階研修室	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
附属設備の部 (略)									
備考 (略)									

(高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第34条 高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例(平成22年高山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前										改正後										
別表(第10条関係)										別表(第10条関係)										
区分		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 16:00	17:00 ～ 21:30	9:00 ～ 16:00	13:00 ～ 21:30	9:00 ～ 21:30	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)											
室名	ホール	平日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		土・日 ・休日	5,650	8,530	14,190	14,190	22,730	28,380	2,670	3,080	5,760	8,690	14,450	14,450	23,150	28,910	2,720	3,140		
	楽屋A	7,200	10,180	17,380	17,380	27,560	34,760	3,700	3,080	7,330	10,370	17,700	17,700	28,070	35,410	3,770	3,140			
	楽屋B	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410			
	楽屋C	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410			
	浴室	610	720	920	1,330	1,640	2,260	200	200	620	730	940	1,360	1,670	2,300	210	210			
附属設備の部 (略)										附属設備の部 (略)										
備考 (略)										備考 (略)										

(高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第35条 高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前										改正後									
別表(第10条関係)										別表(第10条関係)									
時間区分等	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)											
時間区分等	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)											

使用区分									につき)
本館	多目的室	2,050円	3,080円	3,080円	5,140円	6,170円	8,220円	1,020円	510円
	和室	2,050円	3,080円	3,080円	5,140円	6,170円	8,220円	1,020円	510円
別館	茶室	1,020円	1,540円	1,540円	2,570円	3,080円	4,110円	510円	
備考 (略)									

使用区分									につき)
本館	多目的室	2,090円	3,140円	3,140円	5,230円	6,280円	8,380円	1,040円	520円
	和室	2,090円	3,140円	3,140円	5,230円	6,280円	8,380円	1,040円	520円
別館	茶室	1,040円	1,570円	1,570円	2,610円	3,140円	4,190円	520円	
備考 (略)									

(高山市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第36条 高山市図書館の設置及び管理に関する条例(平成15年高山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表(第15条関係)						別表(第15条関係)					
時間区分等 名称	午前9:30～午後 0:00	午後1:00～午後 5:00	午後6:00～午後 9:30	延長1時 間につき	冷暖房料 (一時間 につき)	時間区分等 名称	午前9:30～午後 0:00	午後1:00～午後 5:00	午後6:00～午後 9:30	延長1時 間につき	冷暖房料 (一時間 につき)
学習ホール(控室 含む。)	3,080円	4,320円	4,930円	1,540円	1,230円	学習ホール(控室 含む。)	3,140円	4,400円	5,020円	1,570円	1,250円
備考 (略)						備考 (略)					

(高山市公民館設置条例の一部改正)

第37条 高山市公民館設置条例(昭和36年高山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前										改正後									
別表第2(第6条関係)										別表第2(第6条関係)									
名称	区分	使用時間区分						延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)	名称	区分	使用時間区分						延長1時 間につき	冷暖房料 (1時間 につき)
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:30 ～ 21:30	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:30	9:00 ～ 21:30					9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:30 ～ 21:30	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:30	9:00 ～ 21:30		
高山市 公民館	講堂	円 5,140	円 7,090	円 8,330	円 12,240	円 15,420	円 20,570	円 2,570	円 2,160	高山市 公民館	講堂	円 5,230	円 7,220	円 8,480	円 12,460	円 15,710	円 20,950	円 2,610	円 2,200
	美術工芸室	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410		美術工芸室	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	音楽室1	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410		音楽室1	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	音楽室2	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410		音楽室2	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	学習室1	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200		学習室1	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	学習室2	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200		学習室2	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	視聴覚室	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410		視聴覚室	1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	料理室	2,570	3,800	3,800	6,370	7,610	10,180	1,230	1,130		料理室	2,610	3,870	3,870	6,490	7,750	10,370	1,250	1,150
	会議室1	2,570	3,800	3,800	6,370	7,610	10,180	1,230	1,130		会議室1	2,610	3,870	3,870	6,490	7,750	10,370	1,250	1,150
会議室2	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	会議室2	730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210		

	会議室 3		1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	和室 (大)		1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	和室 (小)		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
丹生川 公民館	3—3 会議室		1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	3—4 会議室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
清見公 民館	2—1 会議室		1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	2—2 会議室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2—3 和室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2—4 和室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2—5 会議室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	3—1 会議室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	3—2 会議室		1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
荘川公 民館	多目的ホール		1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	会議室 1		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	会議室 2		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	会議室 3		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
一之宮 公民館	多目的ホール		5,140	7,090	8,330	12,240	15,420	20,570	2,570	2,160
	青年室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	女性室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	児童室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	第 1 研修室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	第 2 研修室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	第 3 研修室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	視聴覚室		1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	調理実習室		1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
久々野 公民館	多目的	平日	4,110	6,270	10,380	10,380	16,660	20,770	1,850	2,160
	ホール	土・日 ・休日	5,140	7,300	12,440	12,440	19,740	24,890	2,570	2,160
	大会議室		1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	1 階和室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2 階会議室		1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	2 階和室		1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	研修室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200

	会議室 3		1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	和室 (大)		1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
	和室 (小)		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
丹生川 公民館	3—3 会議室		1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	3—4 会議室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
清見公 民館	2—1 会議室		1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	2—2 会議室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	2—3 和室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	2—4 和室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	2—5 会議室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	3—1 会議室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	3—2 会議室		1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
荘川公 民館	多目的ホール		1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
	会議室 1		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	会議室 2		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	会議室 3		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
一之宮 公民館	多目的ホール		5,230	7,220	8,480	12,460	15,710	20,950	2,610	2,200
	青年室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	女性室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	児童室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	第 1 研修室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	第 2 研修室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	第 3 研修室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	視聴覚室		1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	調理実習室		1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
久々野 公民館	多目的	平日	4,190	6,390	10,580	10,580	16,970	21,160	1,880	2,200
	ホール	土・日 ・休日	5,230	7,430	12,670	12,670	20,110	25,350	2,610	2,200
	大会議室		1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
	1 階和室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	2 階会議室		1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	2 階和室		1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
	研修室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210

	調理実習室		2,570	3,800	3,800	6,370	7,610	10,180	1,230	1,130
	実習室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	3階会議室		1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	視聴覚室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
秋神研 修セン ター	大会議室		1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	研修室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	老人室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	青年室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	調理実習室		1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
燦燦朝 日館ふ れあい ホール	多目的ホール		5,140	7,090	8,330	12,240	15,420	20,570	2,570	2,160
	会議室1		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	会議室2		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	会議室3		1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	会議室4		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	会議室5		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
高根公 民館	調理室		1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	研修室		1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	多目的ホール		2,570	3,800	3,800	6,370	7,610	10,180	1,230	1,130
国府公 民館	多目的室A		1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	多目的室B		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	多目的室C		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	研修室A		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	研修室B		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
上宝公 民館	集会室1		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	集会室2		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	集会室3		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
奥飛驒 総合文 化セン ター	多目的 ホール	平日	3,080	4,620	7,710	7,710	12,340	15,420	1,440	1,740
		土・日 ・休日	4,110	5,860	9,970	9,970	15,840	19,950	2,050	1,740
	老人談話室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	女性談話室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	調理実習室		1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	小会議室		720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200

	調理実習室		2,610	3,870	3,870	6,490	7,750	10,370	1,250	1,150
	実習室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	3階会議室		1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	視聴覚室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
秋神研 修セン ター	大会議室		1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
	研修室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	老人室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	青年室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	調理実習室		1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
燦燦朝 日館ふ れあい ホール	多目的ホール		5,230	7,220	8,480	12,460	15,710	20,950	2,610	2,200
	会議室1		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	会議室2		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	会議室3		1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	会議室4		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	会議室5		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
高根公 民館	調理室		1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	研修室		1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
	多目的ホール		2,610	3,870	3,870	6,490	7,750	10,370	1,250	1,150
国府公 民館	多目的室A		1,880	2,610	2,610	4,500	5,230	7,120	730	620
	多目的室B		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	多目的室C		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	研修室A		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	研修室B		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
上宝公 民館	集会室1		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	集会室2		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	集会室3		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
奥飛驒 総合文 化セン ター	多目的 ホール	平日	3,140	4,710	7,850	7,850	12,570	15,710	1,460	1,780
		土・日 ・休日	4,190	5,970	10,160	10,160	16,130	20,320	2,090	1,780
	老人談話室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	女性談話室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210
	調理実習室		1,250	1,880	1,880	3,140	3,770	5,020	520	410
	小会議室		730	940	940	1,670	1,880	2,610	210	210

名称	区分	使用時間区分			使用時間区分ごとの暖房料		
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:30 ～ 21:30	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:30 ～ 21:30
		円	円	円	円	円	円
岩滝公民館	大会議室	300	410	610	200	200	410
	会議室	200	300	410	100	100	200
	和室	200	300	410	100	100	200
新宮公民館	会議室	300	410	610	200	200	410
奥飛騨栃尾生涯学習館	社会教育室 1	200	300	410	100	100	200
	社会教育室 2	300	410	610	200	200	410
	社会教育室 3	200	300	410	100	100	200
	中会議室	300	410	610	200	200	410
	柔道場	300	410	610	—	—	—
	体育館	820	1,020	1,230	—	—	—

備考 (略)

名称	区分	使用時間区分			使用時間区分ごとの暖房料		
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:30 ～ 21:30	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:30 ～ 21:30
		円	円	円	円	円	円
岩滝公民館	大会議室	310	410	620	210	210	410
	会議室	210	310	410	100	100	210
	和室	210	310	410	100	100	210
新宮公民館	会議室	310	410	620	210	210	410
奥飛騨栃尾生涯学習館	社会教育室 1	210	310	410	100	100	210
	社会教育室 2	310	410	620	210	210	410
	社会教育室 3	210	310	410	100	100	210
	中会議室	310	410	620	210	210	410
	柔道場	310	410	620	—	—	—
	体育館	830	1,040	1,250	—	—	—

備考 (略)

(高山市飛騨プラネタリウムの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第38条 高山市飛騨プラネタリウムの設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表(第7条関係)							別表(第7条関係)						
(単位:円)							(単位:円)						
区分	使用料			冷暖房料			区分	使用料			冷暖房料		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	9時～12時	13時～17時	18時30分～21時30分	9時～12時	13時～17時	18時30分～21時30分		9時～12時	13時～17時	18時30分～21時30分	9時～12時	13時～17時	18時30分～21時30分
実習室	200	300	410	100	100	200	実習室	210	310	410	100	100	210
研修室	300	410	610	200	200	410	研修室	310	410	620	210	210	410
多目的ホール	300	410	610	200	200	410	多目的ホール	310	410	620	210	210	410
プラネタリウム入場料	大人	510		(団体) 460		団体扱いは20名以上	プラネタリウム入場料	大人	520		(団体) 470		団体扱いは20名以上
	子供	300		(団体) 250				子供	310		(団体) 260		
	幼児の項 (略)							幼児の項 (略)					
備考 (略)							備考 (略)						



(高山市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第39条 高山市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例(昭和53年高山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前										改正後																								
別表(第9条関係) 使用料										別表(第9条関係) 使用料																								
飛騨高山 まちの 博物館	区分	使用料の額								1時間当たりの使用料	冷暖房料1時間当たり																							
		1,020円				1,020円					1,040円				1,040円																			
	研修室		永田酒蔵ホール		備考(略)		備考(略)		備考(略)		備考(略)		備考(略)		備考(略)		備考(略)		備考(略)															
	永田酒蔵ホール		1,020円		1,020円		1,020円		1,020円		1,040円		1,040円		1,040円		1,040円		1,040円															
荒川家 住宅	区分	使用料の額								全日	午前				午後																			
		2,670円				1,380円					1,590円				2,720円				1,410円				1,620円											
	全室		和室		備考(略)		備考(略)		備考(略)		備考(略)		備考(略)		備考(略)		備考(略)		備考(略)		備考(略)													
	和室		1,280円		660円		870円		1,300円		680円		890円		1,300円		680円		890円		1,300円		680円		890円									
飛騨位 山文化 交流館	区分	使用料の額								9:00~12:00	13:00~17:00		17:00~21:00		9:00~17:00	13:00~21:00		9:00~21:00	延長1時間につき	冷暖房料1時間あたり														
		2,570円		3,490円		3,490円		6,580円			6,580円		9,870円			1,540円					1,640円		2,610円		3,560円		3,560円		6,700円		6,700円		10,050円	
	研修室		610円		820円		820円		1,540円		1,540円		2,160円		200円		120円		620円		830円		830円		1,570円		1,570円		2,200円		200円		120円	
	610円		820円		820円		1,540円		1,540円		2,160円		200円		120円		620円		830円		830円		1,570円		1,570円		2,200円		200円		120円			
久々野 歴史民 俗資料 館	区分	使用料の額								8:30~12:00				12:00~17:00																				
		320円				320円				320円				320円				330円				330円												
	学習室兼展示室		320円		320円		320円		320円		320円		320円		320円		320円		320円		330円		330円		330円		330円		330円					
上宝ふるさと歴史館の部(略)										上宝ふるさと歴史館の部(略)																								

(飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第40条 飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例(平成29年高山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(附属施設使用料)	(附属施設使用料)
第18条 附属施設の利用者は、別表第2に定める使用料の額に <u>100分の108</u> を乗じて得た使用料(その使用料に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)を納入しなければならない。	第18条 附属施設の利用者は、別表第2に定める使用料の額に <u>100分の110</u> を乗じて得た使用料(その使用料に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)を納入しなければならない。

(高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第41条 高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例(昭和56年高山市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前										改正後									
別表第2(第11条関係)										別表第2(第11条関係)									
(単位:円)										(単位:円)									
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料							施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料						
			午前	午後	全日	夜間	夜間照明	午前	午後				全日	夜間	夜間照明				
グラウンド	大八グラウンド	全面	3,900	5,140	7,810	5,140	2,670			グラウンド	大八グラウンド	全面	3,980	5,230	7,960	5,230	2,720		
		半面	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330					半面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360		
	南部グラウンド	全面	1,950	2,570	3,900	—	—			南部グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	—	—			
	丹生川運動公園グラウンド	一面	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			丹生川運動公園グラウンド	一面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360			
	清見グラウンド	全面	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			清見グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360			
	小鳥グラウンド	全面	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			小鳥グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360			
	荘川グラウンド	全面	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			荘川グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360			
	久々野総合運動公園グラウンド	全面	3,900	5,140	7,810	5,140	2,670			久々野総合運動公園グラウンド	全面	3,980	5,230	7,960	5,230	2,720			
		半面	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330				半面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360			
	秋神グラウンド	全面	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			秋神グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360			
	高根総合グラウンド	全面	3,900	5,140	7,810	—	—			高根総合グラウンド	全面	3,980	5,230	7,960	—	—			
		半面	1,950	2,570	3,900	—	—				半面	1,990	2,610	3,980	—	—			
	国府グラウンド	全面	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			国府グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360			
	国府スポーツ公園	全面	1,950	2,570	3,900	—	—			国府スポーツ公園	全面	1,990	2,610	3,980	—	—			
	国府芝生公園	全面	610	820	1,330	820	410			国府芝生公園	全面	620	830	1,360	830	410			
	本郷多目的グラウンド	全面	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			本郷多目的グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360			
奥飛騨村上総合グラウンド	全面	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			奥飛騨村上総合グラウンド	全面	1,990	2,610	3,980	2,610	1,360				
備考 (略)										備考 (略)									
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料							施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料						
			午前	午後1	午後2	全日	夜間1	夜間2	夜間照明(各区分)				午前	午後1	午後2	全日	夜間1	夜間2	夜間照明(各区分)

テニスコート	岡本テニスコート	1区画	510	720	720	1,950	720	720	610	
	中山テニスコート	備考 (略)								
	丹生川運動公園テニスコート	備考 (略)								
	清見テニスコート	備考 (略)								
	一之宮テニスコート	備考 (略)								
	久々野総合運動公園テニスコート	備考 (略)								
	秋神テニスコート	備考 (略)								
施設	名称	時間区分及び使用料								
		使用方法	午前	午後	全日	夜間1	夜間2	夜間照明		
							夜間1	夜間2		
野球場	中山公園野球場	全面	1,950	2,570	3,900	2,570	2,570	2,570	5,140	
	備考 (略)									
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料							
			午前	午後	全日					
陸上競技場	中山公園陸上競技場	団体 (5名以上)	専用	12,340	15,420	24,680				
			共用	6,170	7,710	12,340				
		個人 (小中高生)	1回券の項 (略)							
			12回券	510	510	—				
	個人 (一般)	1回券	200	200						
		12回券	2,050	2,050	—					
	日和田ハイランド陸上競技場	団体 (5名以上)	3,080			4,110	6,170			
			個人 (小中高生)	1回券の項 (略)						
12回券		510		510	—					
個人 (一般)		1回券	200	200						
	12回券	2,050	2,050	—						
備考 (略)										
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料							
			午前	午後	全日	夜間				
管理事務所	中山公園管理事務所	全部	300	510	720	610				
	備考 (略)									
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料							

テニスコート	岡本テニスコート	1区画	520	730	730	1,990	730	730	620	
	中山テニスコート	備考 (略)								
	丹生川運動公園テニスコート	備考 (略)								
	清見テニスコート	備考 (略)								
	一之宮テニスコート	備考 (略)								
	久々野総合運動公園テニスコート	備考 (略)								
	秋神テニスコート	備考 (略)								
施設	名称	時間区分及び使用料								
		使用方法	午前	午後	全日	夜間1	夜間2	夜間照明		
							夜間1	夜間2		
野球場	中山公園野球場	全面	1,990	2,610	3,980	2,610	2,610	2,610	5,230	
	備考 (略)									
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料							
			午前	午後	全日					
陸上競技場	中山公園陸上競技場	団体 (5名以上)	専用	12,570	15,710	25,140				
			共用	6,280	7,850	12,570				
		個人 (小中高生)	1回券の項 (略)							
			12回券	520	520	—				
	個人 (一般)	1回券	210	210						
		12回券	2,090	2,090	—					
	日和田ハイランド陸上競技場	団体 (5名以上)	3,140			4,190	6,280			
			個人 (小中高生)	1回券の項 (略)						
12回券		520		520	—					
個人 (一般)		1回券	210	210						
	12回券	2,090	2,090	—						
備考 (略)										
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料							
			午前	午後	全日	夜間				
管理事務所	中山公園管理事務所	全部	310	520	730	620				
	備考 (略)									
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料							

			午前	午後	全日	夜間
相撲場	高山市相撲場	全部	410	610	1,020	920
備考 (略)						
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料			
			午前	午後	全日	夜間
屋内軽 スポー ツ場・ 屋外ゲ ートボ ール場	高山市屋内軽スポーツ場 八幡屋内ゲートボール場 松倉屋内ゲートボール場 高山西スポーツ・地域交 流会館 丹生川中央屋内体育ふれ あい施設 丹生川東部屋内体育ふれ あい施設 丹生川大萱多目的屋内運 動施設 丹生川荒城多目的屋内運 動施設 清見高齢者運動広場 活性化施設荘川ドーム 一之宮屋内運動場 一之宮ゲートボール場 久々野体育館ゲートボー ル場 久々野総合運動公園老人 運動広場 朝日屋内ゲートボール場 秋神屋内ゲートボール場 高根屋内ゲートボール場 国府屋内運動場 国府屋外ゲートボール場 本郷屋内運動場 奥飛騨栃尾屋内運動場	1面	410	720	1,130	1,020
備考 (略)						

			午前	午後	全日	夜間
相撲場	高山市相撲場	全部	410	620	1,040	940
備考 (略)						
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料			
			午前	午後	全日	夜間
屋内軽 スポー ツ場・ 屋外ゲ ートボ ール場	高山市屋内軽スポーツ場 八幡屋内ゲートボール場 松倉屋内ゲートボール場 高山西スポーツ・地域交 流会館 丹生川中央屋内体育ふれ あい施設 丹生川東部屋内体育ふれ あい施設 丹生川大萱多目的屋内運 動施設 丹生川荒城多目的屋内運 動施設 清見高齢者運動広場 活性化施設荘川ドーム 一之宮屋内運動場 一之宮ゲートボール場 久々野体育館ゲートボー ル場 久々野総合運動公園老人 運動広場 朝日屋内ゲートボール場 秋神屋内ゲートボール場 高根屋内ゲートボール場 国府屋内運動場 国府屋外ゲートボール場 本郷屋内運動場 奥飛騨栃尾屋内運動場	1面	410	730	1,150	1,040
備考 (略)						

施設	名称	使用方法	使用料			
			幼児	小中学生	高校生以上	
プール	高山市民プール	1人1日につき	無料	50	<u>250</u>	
	清見B&G海洋センタープール					
	国府B&G海洋センタープール					
	奥飛騨トレーニングセンタープール					
施設	名称	使用方法	時間区分	使用料 (1時間当たり)	照明料 (1時間当たり)	
体育館 ・武道 館	丹生川体育館	全面	8時30分～21時30分	410	<u>250</u>	
	丹生川運動公園管理休憩棟の款 (略)					
	小鳥体育館	全面	8時30分～21時30分	410	<u>250</u>	
	清見B&G海洋センター体育館	1Fアリーナ	全面	8時30分～22時	<u>820</u>	<u>510</u>
			半面	8時30分～22時	410	<u>250</u>
	センター体育館	2F体育室	全面	8時30分～22時	410	<u>250</u>
			ミーティングルームの項 (略)			
	荘川体育館		全面	8時30分～21時30分	<u>820</u>	<u>510</u>
			半面	8時30分～21時30分	410	<u>250</u>
	久々野体育館	アリーナ	全面	8時30分～22時	<u>1,640</u>	<u>1,020</u>
			半面	8時30分～22時	<u>820</u>	<u>510</u>
			1/4面	8時30分～22時	410	<u>250</u>
	卓球室の項～トレーニングルームの項 (略)					
	久々野総合運動公園屋内運動場	全面	8時30分～21時30分	<u>300</u>	<u>200</u>	
	大西体育館	全面	8時30分～21時30分	410	<u>250</u>	
	渚体育館	全面	8時30分～21時30分	410	<u>250</u>	
	飛騨日和田体育館		全面	8時30分～21時30分	<u>820</u>	<u>510</u>
			半面	8時30分～21時30分	410	<u>250</u>
	国府B&G海洋センター体育館	アリーナ	全面	8時30分～22時	<u>820</u>	<u>510</u>
			半面	8時30分～22時	410	<u>250</u>
ミーティングルームの項 (略)						

施設	名称	使用方法	使用料			
			幼児	小中学生	高校生以上	
プール	高山市民プール	1人1日につき	無料	50	<u>260</u>	
	清見B&G海洋センタープール					
	国府B&G海洋センタープール					
	奥飛騨トレーニングセンタープール					
施設	名称	使用方法	時間区分	使用料 (1時間当たり)	照明料 (1時間当たり)	
体育館 ・武道 館	丹生川体育館	全面	8時30分～21時30分	410	<u>260</u>	
	丹生川運動公園管理休憩棟の款 (略)					
	小鳥体育館	全面	8時30分～21時30分	410	<u>260</u>	
	清見B&G海洋センター体育館	1Fアリーナ	全面	8時30分～22時	<u>830</u>	<u>520</u>
			半面	8時30分～22時	410	<u>260</u>
	センター体育館	2F体育室	全面	8時30分～22時	410	<u>260</u>
			ミーティングルームの項 (略)			
	荘川体育館		全面	8時30分～21時30分	<u>830</u>	<u>520</u>
			半面	8時30分～21時30分	410	<u>260</u>
	久々野体育館	アリーナ	全面	8時30分～22時	<u>1,670</u>	<u>1,040</u>
			半面	8時30分～22時	<u>830</u>	<u>520</u>
			1/4面	8時30分～22時	410	<u>260</u>
	卓球室の項～トレーニングルームの項 (略)					
	久々野総合運動公園屋内運動場	全面	8時30分～21時30分	<u>310</u>	<u>210</u>	
	大西体育館	全面	8時30分～21時30分	410	<u>260</u>	
	渚体育館	全面	8時30分～21時30分	410	<u>260</u>	
	飛騨日和田体育館		全面	8時30分～21時30分	<u>830</u>	<u>520</u>
			半面	8時30分～21時30分	410	<u>260</u>
	国府B&G海洋センター体育館	アリーナ	全面	8時30分～22時	<u>830</u>	<u>520</u>
			半面	8時30分～22時	410	<u>260</u>
ミーティングルームの項 (略)						

育館	
備考	(略)
備考 (略)	

育館	
備考	(略)
備考 (略)	

(飛騨高山ビッグアリーナの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第42条 飛騨高山ビッグアリーナの設置及び管理に関する条例(平成11年高山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第10条関係)		別表(第10条関係)	
施設及び使用区分		施設及び使用区分	
1時間あたりの使用料(円)		1時間あたりの使用料(円)	
メインアリーナ		4,010	
サブアリーナ		1,440	
武道場		1,440	
弓道場	近的場	720	
	遠的場	720	
トレーニングルームの部～会議室の部 (略)			
多目的ルーム		820	
大会本部室		200	
備考		備考	
1 (略)		1 (略)	
2 この表に定める施設のうちメインアリーナを除く施設は、他に支障が無い場合に限り個人使用することができる。この場合の使用料は、1名につき1時間あたり次のとおりとする。ただし、トレーニングルーム及びクライミングウォールの使用料は、この表に定めるとおりとする。		2 この表に定める施設のうちメインアリーナを除く施設は、他に支障が無い場合に限り個人使用することができる。この場合の使用料は、1名につき1時間あたり次のとおりとする。ただし、トレーニングルーム及びクライミングウォールの使用料は、この表に定めるとおりとする。	
(1) 大人(高校生以上) <u>200円</u>		(1) 大人(高校生以上) <u>210円</u>	
(2) (略)		(2) (略)	
3～5 (略)		3～5 (略)	

(高山市給水条例の一部改正)

第43条 高山市給水条例(平成9年高山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給水料)	(給水料)
第27条 給水料は、基本料金と従量料金との合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。	第27条 給水料は、基本料金と従量料金との合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
2～5 (略)	2～5 (略)

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (駐車場の使用料に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の高山市役所庁舎駐車場目的外使用に関する条例別表の規定及び第27条の規定による改正後の高山市駐車場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、回数駐車券にあつては施行日以後に発行するもの及び定期駐車券にあつては施行日以後の使用に対する使用料について適用し、回数駐車券にあつては施行日前に発行したもの及び定期駐車券にあつては施行日前の使用に対する使用料については、なお従前の例による。

2 第22条の規定による改正後の高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に使用許可を受けた者に係る使用料について適用し、施行日前に使用許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第24条の規定による改正後の高山市営住宅条例第59条第1項の規定、第25条の規定による改正後の高山市特定市営住宅管理条例第15条第1項の規定及び第26条の規定による改正後の高山市特定公共賃貸住宅管理条例第20条第1項の規定は、施行日以後の駐車場及び自動車保管場所の使用分に対する使用料について適用し、施行日前の使用分に対する使用料については、なお従前の例による。

4 第28条の規定による改正後の高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後に許可を受けた定期利用に係る駐車料金について適用し、施行日前に許可を受けた定期利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

### (行政財産の目的外使用料に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例第2条第1項の表の規定は、施行日以後の使用に対する使用料で施行日以後に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日前の使用に対する使用料及び施行日以後の使用に対する使用料で施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例による。

### (公の施設の使用料等に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例別表の規定、第3条の規定による改正後の高山市児童センター管理条例別表の規定、第4条の規定による改正後の高山市福祉センター管理条例別表の規定、第5条の規定による改正後の高山市ふれあい会館管理条例別表の規定、第6条の規定による改正後の高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例第5条第2項の規定、第8条の規定による改正後の高山市営火葬場の設置及び管理に関する条例第6条の表及び第7条第2項の表の規定、第9条の規定による改正後の高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例別表第1の規定、第10条の規定による改正後の高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例別表の規定、第11条の規定による改正

後の高山市彦谷の里滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例別表の規定、第12条の規定による改正後の高山市荒城農業体験交流館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第13条の規定による改正後の高山市市民ふれあいファミリー農園の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定、第15条の規定による改正後の高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例第8条第2項の規定、第16条の規定による改正後の高山市公設地方卸売市場業務条例第52条第1項の規定、第17条の規定による改正後の高山市観光施設の設置及び管理に関する条例別表の規定、第18条の規定による改正後の高山市スキー場の設置及び管理に関する条例別表の規定、第30条の規定による改正後の高山市下水道センター管理条例別表の規定、第31条の規定による改正後の高山市立学校の設置等に関する条例別表第1及び別表第2の規定、第32条の規定による改正後の高山市民文化会館条例第16条第1項及び別表第1の規定、第33条の規定による改正後の高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例別表の規定、第34条の規定による改正後の高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例別表の規定、第35条の規定による改正後の高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第36条の規定による改正後の高山市図書館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第37条の規定による改正後の高山市公民館設置条例別表第2の規定、第38条の規定による改正後の高山市飛騨プラネタリウムの設置及び管理に関する条例別表の規定、第39条の規定による改正後の高山市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例別表の規定、第40条の規定による改正後の飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例第18条第1項の規定、第41条の規定による改正後の高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例別表第2の規定並びに第42条の規定による改正後の飛騨高山ビッグアリーナの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用に対する使用料等で施行日以後に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日前の使用に対する使用料等及び施行日以後の使用に対する使用料等で施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

第5条 第6条の規定による改正後の高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例第5条第3項の規定、第7条の規定による改正後の高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第1項及び第19条第1項の規定、第9条の規定による改正後の高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例別表第2の規定並びに第14条の規定による改正後の高山市家畜人工授精条例第6条第2項の規定は、施行日以後の役務の提供に対する手数料について適用し、施行日前の役務の提供に対する手数料については、なお従前の例による。

(高山市公設地方卸売市場の取引に関する経過措置)

第6条 第16条の規定による改正後の高山市公設地方卸売市場業務条例第33条第4項、第36条第3項、第39条及び第43条第1項の規定は、施行日以後の市場における取引について適用し、施行日前の市場における取引については、なお従前の例による。



(道路占用許可等に係る使用料等に関する経過措置)

第7条 第19条の規定による改正後の高山市道路占用料条例第2条第2項の規定、第21条の規定による改正後の高山市都市公園条例第11条第2項の規定、第23条の規定による改正後の高山市地区公園条例第7条第2項の規定及び第30条の規定による改正後の高山市下水道センター管理条例第6条第2項の規定は、施行日以後の占用許可等に係る使用料等について適用し、施行日前の占用許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

2 第20条の規定による改正後の高山市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用等に対する使用料等について適用し、施行日前の使用等に対する使用料等については、なお従前の例による。

(下水道等使用料に関する経過措置)

第8条 施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の額が確定するものに係る使用料については、第29条の規定による改正後の高山市下水道使用料条例第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(給水料に関する経過措置)

第9条 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に給水料の額が確定するものに係る給水料については、第43条の規定による改正後の高山市給水条例第27条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。